

第 7 期 飯塚市障がい福祉計画
第 3 期 飯塚市障がい児福祉計画
(案)

令和 6 年 月
飯 塚 市

《 目 次 》

第 1 章 計画の策定にあたって

1	計画策定の趣旨・背景	1
2	計画の位置づけ	2
3	計画の期間	3
4	計画の対象者	3
5	計画の策定体制	4
6	計画の進行管理	4
7	計画の推進体制	5

第 2 章 障がい者を取り巻く状況

1	人口・世帯の状況	6
2	障がい者の状況	7

第 3 章 令和 8 年度に向けた成果目標

1	福祉施設入所者の地域生活への移行	24
2	精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築	25
3	地域生活支援の充実	27
4	福祉施設から一般就労への移行等	29
5	障がい児支援の提供体制の整備等	32
6	相談支援体制の充実・強化	34
7	障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築	36

第 4 章 障がい福祉サービスの見込量と確保策

1	訪問系サービス	37
2	日中活動系サービス	38
3	居住系サービス	41
4	相談支援	42

第 5 章 障がい児通所支援等の見込量と確保策

1	障がい児通所支援	44
2	障がい児相談支援	46

第 6 章 地域生活支援事業等の見込量と確保策

1	地域生活支援事業	47
---	----------	----

資料

飯塚市障がい者施策推進協議会規則	52
令和 5 年度 飯塚市障がい者施策推進協議会委員名簿	55
第 7 期飯塚市障がい福祉計画・第 3 期飯塚市障がい児福祉計画策定の経緯	56
用語解説	57

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨・背景

本市では、平成26年に「第3期飯塚市障がい者計画」、令和2年に「第6期飯塚市障がい福祉計画」、「第2期飯塚市障がい児福祉計画」、令和4年に「第3期飯塚市地域福祉計画」を策定し、障がい者福祉に関する施策を総合的に推進してきました。

この間、平成30年度に「改正障害者総合支援法（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律）」が施行され、地域生活を支援する新たなサービス（自立生活援助）や就労定着に向けた支援を行う新たなサービス（就労定着支援）が創設され、重度訪問介護の訪問先の拡大や高齢障がい者の介護保険サービスの円滑な利用促進が図られました。また、児童福祉法の一部改正により障がい児支援のニーズの多様化にきめ細かく対応するための支援の充実を図ることとされました。令和3年度には、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の改正があり、これまで努力義務であった民間事業者の合理的配慮の提供が義務化となり、障がい者への差別の解消と理解促進に向けてさらなる周知啓発や取組の促進が必要とされました。また、地域共生社会の実現に向けて、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な福祉サービス提供体制を構築の支援「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」が施行され、社会福祉法に基づく事業と、介護保険法、障害者総合支援法、子ども・子育て支援法、生活困窮者自立支援法の各法に基づく事業を一体のものとして実施する「重層的支援体制整備事業」が規定されました。そのような中で、国が令和5年に策定した「障害者基本計画（第5次）」では、共生社会の実現に向け、障がい者が、自らの決定に基づき社会のあらゆる活動に参加し、その能力を最大限発揮して自己実現できるよう支援するとともに、障がい者の社会参加を制約する社会的障壁を除去するための障がい者施策の基本的な方向が示されました。障がい者福祉分野では障害者総合支援法等の一部を改正する法律の施行が令和6年4月に予定されており、施設入所者の削減と地域移行に向けた取組の一層の推進、グループホームへの重度障がい者の受入と軽度障がい者の地域移行、地域生活拠点の機能強化、医療保護入院についてのあり方見直し、就労選択支援の新設と短時間就労者の雇用率対象化、強度行動障がい者のニーズ把握と支援体制の整備、障がい児の地域社会への参加・包容の推進などが盛り込まれています。

このたび、「第6期飯塚市障がい福祉計画」、「第2期飯塚市障がい児福祉計画」が令和5年度をもって計画期間を終了することから、これまでの市の取組及び目標値を検証し、計画的に障がい者福祉サービス等及び児童通所支援等を提供するための体制の確保が計画的に図られることを推進するため、「第7期飯塚市障がい福祉計画」、「第3期飯塚市障がい児福祉計画」を策定します。

2 計画の位置づけ

本計画は、障害者総合支援法第 88 条第 1 項に基づく「市町村障害福祉計画」及び児童福祉法第 33 条の 20 に基づく「市町村障害児福祉計画」として策定するものであり、障がい福祉サービス等の提供体制の確保や障がい福祉サービス等の円滑な実施に関する計画として規定されており、今後必要とされる福祉サービス量を計画的に整備するためのものです。

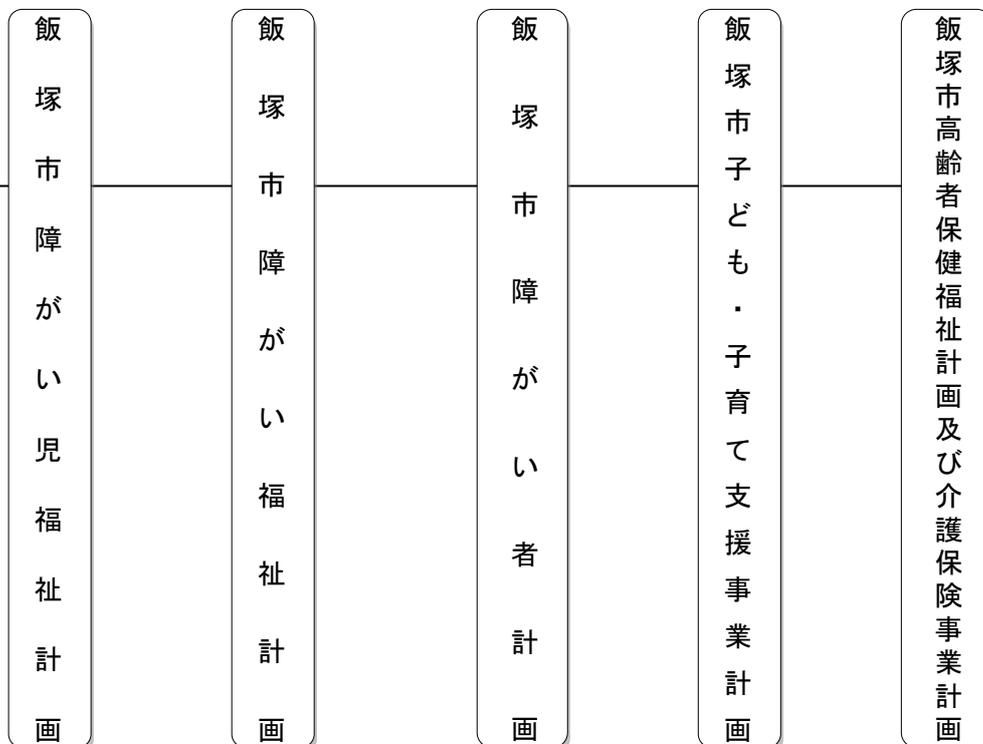
本計画は、市の上位計画である「第 2 次飯塚市総合計画」の下に、「第 3 期飯塚市地域福祉計画」の障がい者福祉分野に関する部門別計画として位置づけるものです。また、障害者基本法の規定に基づく「市町村障害者計画」として策定している『飯塚市障がい者計画』等、市の関連計画及び国、福岡県の関連計画との整合を図るものとします。

第 2 次飯塚市総合計画

人が輝き まちが飛躍する 住みたいまち 住みつづけたいまち



第 3 期飯塚市地域福祉計画



3 計画の期間

本計画の期間は、令和6年度から令和8年度の3年間とします。なお、国の指針や計画の進捗状況等により、計画期間中に見直しを行う場合もあります。

年度	令和元年 2019	令和2年 2020	令和3年 2021	令和4年 2022	令和5年 2023	令和6年 2024	令和7年 2025	令和8年 2026	令和9年 2027	令和10年 2028	令和11年 2029	令和12年 2030	令和13年 2031	令和14年 2032	
総合計画	第2次								第3次						
地域福祉計画	第2期				第3期										
障がい者計画	第3期					第4期					第5期				
障がい福祉計画 障がい児福祉計画			第6期 第2期			第7期 第3期			第8期 第4期			第9期 第5期			
子ども・子育て 支援事業計画	第2期				第3期					第4期					
高齢者保健福祉計画 及び介護保険事業計画			第8期			第9期			第10期			第11期			

4 計画の対象者

この計画における「障がい者」とは、身体障害者福祉法に規定する身体障がい者、知的障害者福祉法に規定する知的障がい者のうち18歳以上である者及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に規定する精神障がい者（知的障がい者を除く。）のうち18歳以上である者及び難病患者等のうち18歳以上である者をいいます。「障がい児」とは、児童福祉法に規定する障がい児及び精神障がい者や難病患者等のうち18歳未満である者をいいます。また、発達障がい（学習障がい（LD）、注意欠陥・多動性障がい（ADHD））や高次脳機能障がいのある人なども対象とします。

5 計画の策定体制

(1) 飯塚市障がい者施策推進協議会

市民や関係者の意見を広く反映するため、市民公募選出者や保健・福祉関係者、学識経験者等15名で構成する「飯塚市障がい者施策推進協議会」において、策定内容に関する検討を行いました。

(2) 市民アンケート調査

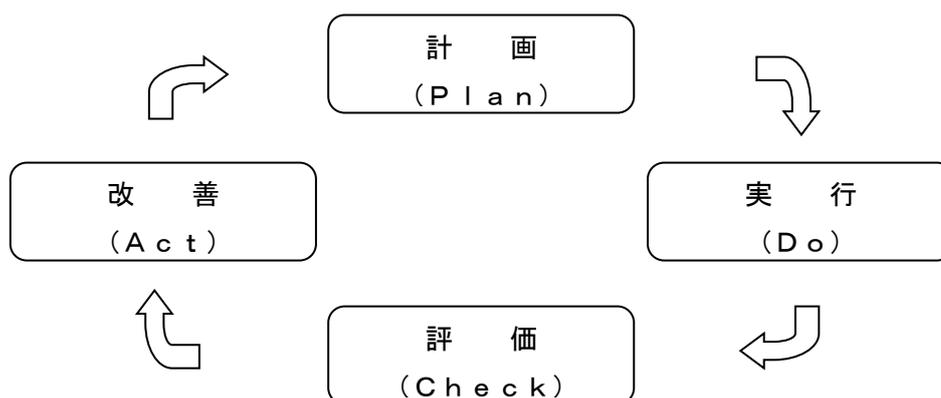
障がいのある人の福祉サービスの利用実態や福祉に関する意識・意向を把握するために、令和5年2月に実施した「飯塚市障がい者（児）実態調査及び市民意識調査」を活用して本計画の策定を行いました。

(3) 市民意見募集の実施

第7期飯塚市障がい福祉計画及び第3期障がい児福祉計画の策定にあたり、計画内容の充実を図るため、市ホームページと市役所をはじめとする19箇所で計画（案）を閲覧し、市内在住の方、市内へ通勤・通学している方から意見を募集しました。

6 計画の進行管理

障害者総合支援法において、障がい福祉計画に定める事項について、定期的に調査、分析及び評価を行い、必要があると認めるときは、計画を変更すること、その他の必要な措置を講じること（PDCAサイクル）とされており、児童福祉法においても、同様に規定されています。本計画においても、必要に応じて施策の見直しを行うなどして、PDCAサイクルを確実にいき、計画の着実な推進を目指します。



- | | |
|-----------|--------------------------------|
| 計画（Plan） | 目標を設定し目標達成に向けた計画を策定します。 |
| 実行（Do） | 計画に基づき施策を実行します。 |
| 評価（Check） | 施策を実行した結果を把握・分析し、考察します。 |
| 改善（Act） | 考察に基づき、必要に応じて計画の目標、施策などを見直します。 |

7 計画の推進体制

(1) 庁内の推進体制

子育て、福祉、教育の施策を担当する関係各課が横断的な連携を図りながら、計画の目標を把握し、関連施策や事業の推進を図ります。

(2) 関係機関・地域社会との協力体制の構築

本計画の推進にあたっては、福祉・医療・保険・教育・雇用等の各分野の関係機関や地域との協力体制が不可欠です。関係機関や地域の団体等と連携を図るとともに、圏域の障がい福祉サービス事業所等と連携を図りながら計画を推進します。本市においては、障がい者等への支援体制の整備を図るため、障がい者団体関係者、福祉、医療、教育、雇用関係者により構成された飯塚圏域障がい者地域支援ネットワークを設置し、全体会議や専門部会において基幹相談支援センターの運営、困難事例への対応、圏域の社会資源の開発等について協議を行っています。飯塚圏域障がい者地域支援ネットワークは関係機関等の連携の下で、地域の課題の改善に取り組むとともに、障がい福祉計画等を定め、又は変更しようとする際に、意見を求められた場合には、地域の課題の解決に向けた提言を行うことが重要であるとされています。

(3) 国・県・近隣市との連携

広域的な対応が必要な施策や事業については、嘉麻市・桂川町と連携を図りながら、その実現に努めます。また、国・県に対しては、必要に応じて要請していきます。

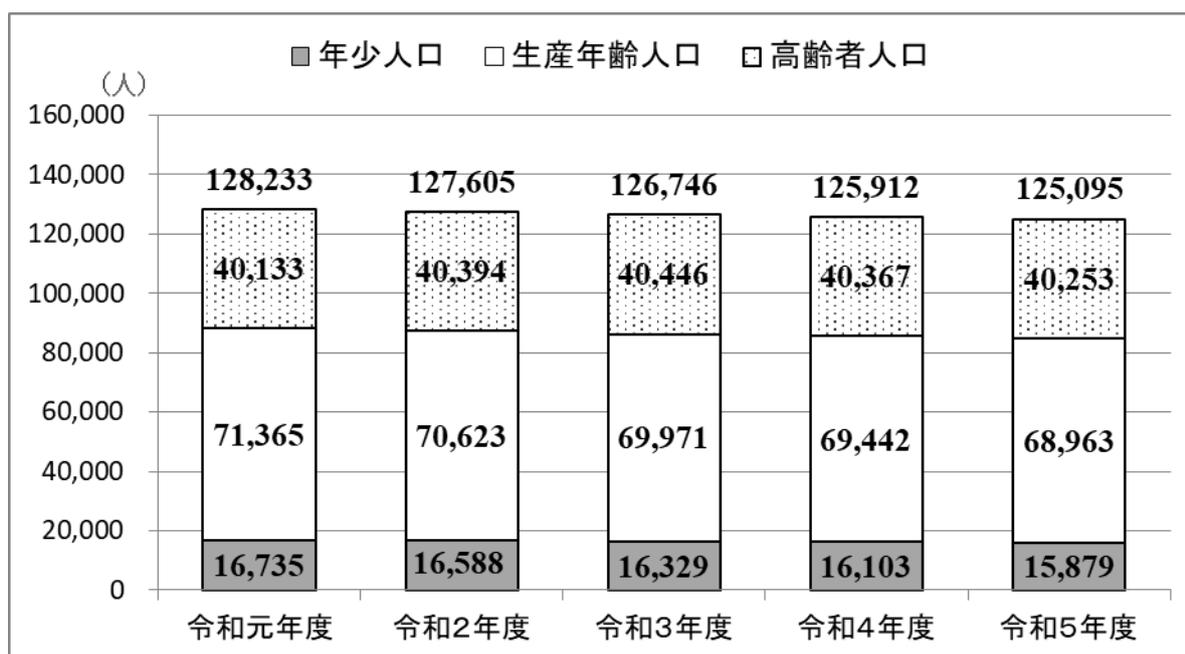
第2章 障がい者を取り巻く状況

1 人口・世帯の状況

(1) 総人口の推移

本市の総人口は、令和5年9月末現在で125,095人であり、年々減少傾向にあります。年齢3区分別にみると、年少人口（0～14歳）、生産年齢人口（15～64歳）は減少傾向にあります。高齢者人口（65歳以上）についても令和3年から減少に転じています。

【総人口の推移（年齢区分別）】



資料）市民課（住民基本台帳：外国人を含む。各年度9月30日現在）

(2) 世帯数の推移

本市の総世帯数は令和5年9月末現在で63,734世帯であり、増加傾向にあります。世帯数は増加しているものの、一世帯あたりの人数は年々減少し、世帯の少人数化が進行しています。

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
世帯数	62,386	62,651	63,025	63,375	63,734
一世帯あたり 人数（人）	2.06	2.04	2.01	1.99	1.96

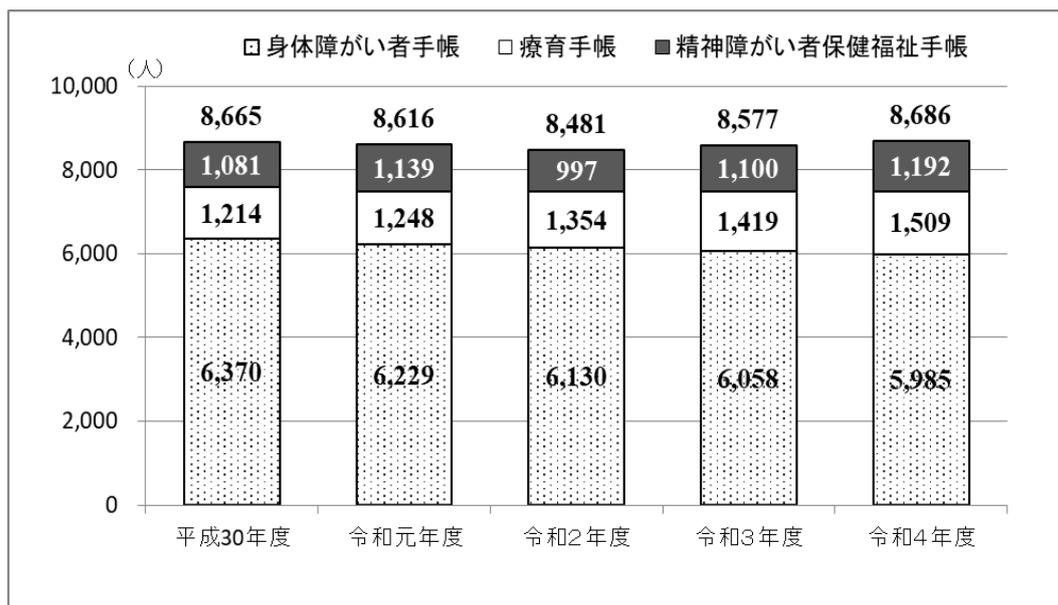
資料）市民課（各年度9月30日現在）

2 障がい者の状況

(1) 障がい者手帳所持者数

令和4年度末現在、障がい者手帳所持者は8,686人（身体障がい者手帳所持者5,985人、療育手帳所持者1,509人、精神障がい者保健福祉手帳所持者1,192人）となっています。手帳所持率（総人口125,159名に占める手帳所持者の割合）は、令和4年度末現在、3障がい全体で、6.9%となっています。

【各手帳所持者数の推移】



注：2種類以上の手帳所持者の人数はそれぞれに計上している。（合計は重複所持者数を含む。）

資料）社会・障がい者福祉課（各年度3月31日現在）

(2) 障がい者がいる世帯の状況

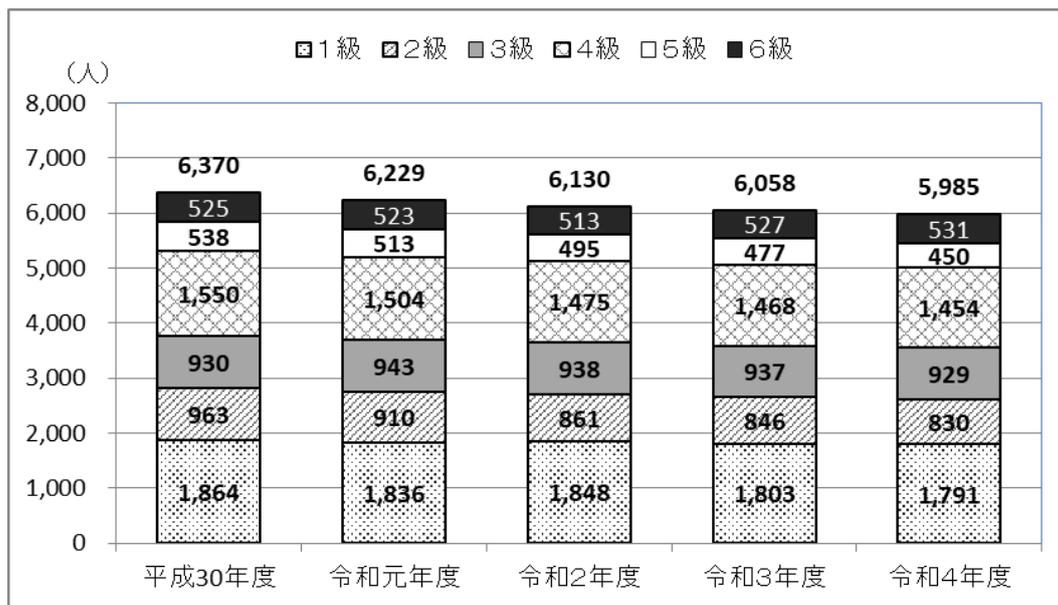
令和4年10月末現在、障がい者のいる世帯数は各手帳所持者で7,763世帯、自立支援医療（精神通院）利用者で2,010世帯となっております。なお、これらの障がい者のいる世帯の約35%は障がい者だけで生活している世帯で、障がい者の単身世帯の割合は、平成29年に比べ減少しています。

			障がい者のいる総世帯数					
			計	うち障がい者だけの世帯				
				計	障がい者の単身世帯	障がい者だけの2人世帯	障がい者だけの3人以上世帯	
各手帳所持者	平成26年10月	世帯	8,042	3,285	3,059	216	10	
		構成比(%)	100.0	40.8	38.0	2.7	0.1	
	平成29年10月	世帯	8,273	3,655	3,415	232	8	
		構成比(%)	100.0	44.2	41.3	2.8	0.1	
	令和2年10月	世帯	7,720	2,661	2,514	133	14	
		構成比(%)	100.0	34.5	32.6	1.7	0.2	
	令和3年10月	世帯	7,737	2,701	2,559	129	13	
		構成比(%)	100.0	34.9	33.1	1.7	0.2	
	令和4年10月	世帯	7,763	2,707	2,564	124	19	
		構成比(%)	100.0	34.9	33.0	1.6	0.2	
	自立支援医療利用者(精神)	平成26年10月	世帯	1,496	634	602	30	2
			構成比(%)	100.0	42.4	40.2	2.0	0.1
平成29年10月		世帯	1,622	716	660	48	8	
		構成比(%)	100.0	44.1	40.7	3.0	0.5	
令和2年10月		世帯	1,879	753	730	22	1	
		構成比(%)	100.0	40.1	38.9	1.2	0.1	
令和3年10月		世帯	1,850	782	764	17	1	
		構成比(%)	100.0	42.3	41.3	0.9	0.1	
令和4年10月		世帯	2,010	861	833	27	1	
		構成比(%)	100.0	42.8	41.4	1.3	0.0	

(3) 身体障がい者の状況

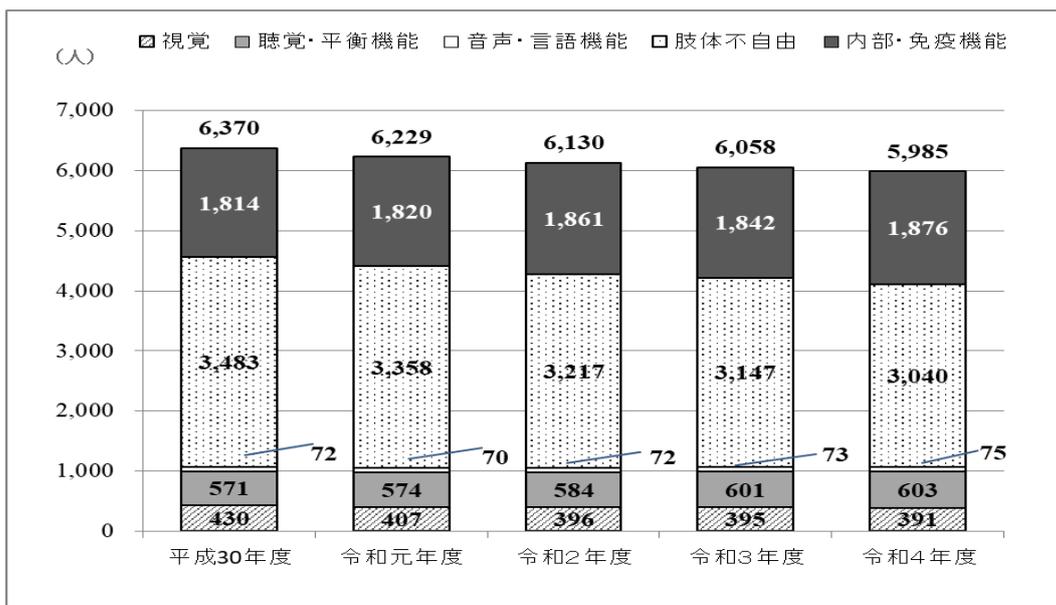
身体障がい者手帳所持者数は減少傾向にあり、令和4年度末現在では5,985人となり、平成30年度から385人減少しています。令和4年度における障がい種別の内訳は、肢体不自由が3,040人の50.8%と最も多く、次いで内部障がい者が1,876人の31.3%となっています。身体障がい者手帳所持者数を障がい等級別にみると、最も重度とされる1級が最も多く、令和4年度では、全体の29.9%を占めています。手帳所持者の年齢区分については、65歳以上の割合が他の年齢区分に比べて大きく上回っているのが特徴です。

【身体障がい者手帳所持者数の推移①（等級別）】



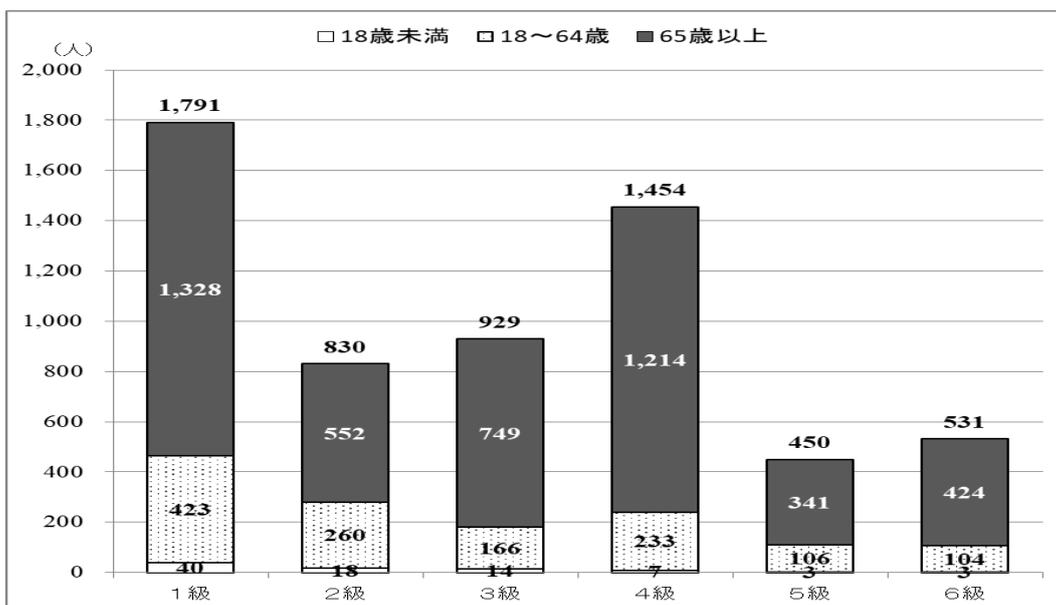
資料) 社会・障がい者福祉課 (各年度3月31日現在)

【身体障がい者手帳所持者数の推移②（障がい種別別）】



資料) 社会・障がい者福祉課 (各年度3月31日現在)

【等級別・年齢区分別の手帳所持者数】

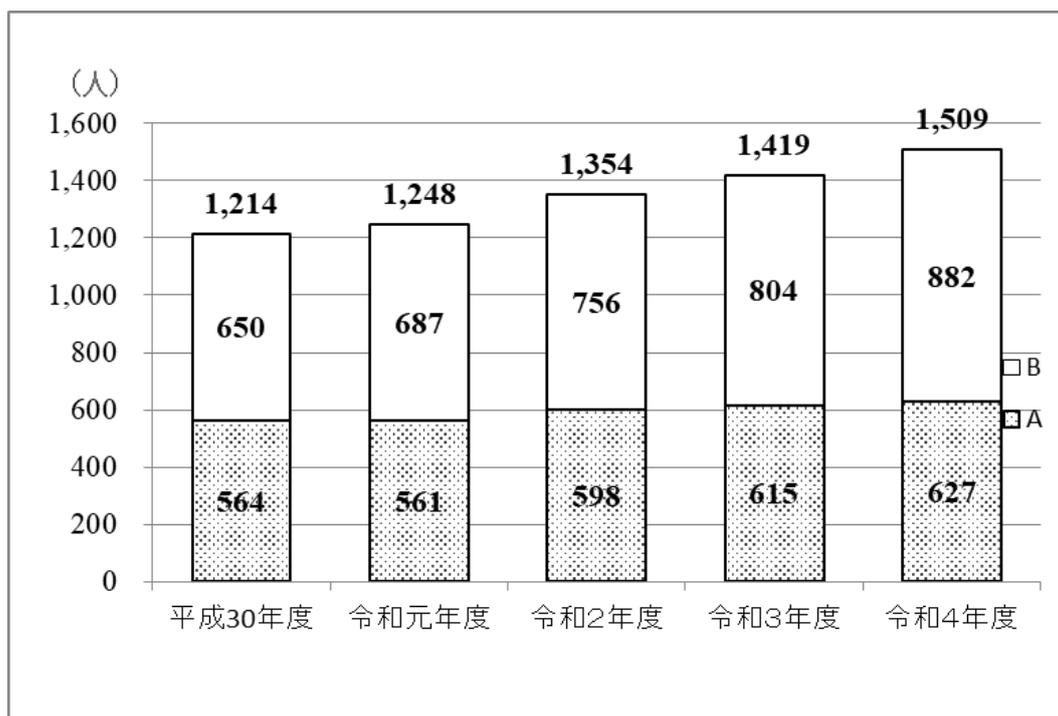


資料) 社会・障がい者福祉課 (令和5年3月31日現在)

(4) 知的障がい者の状況

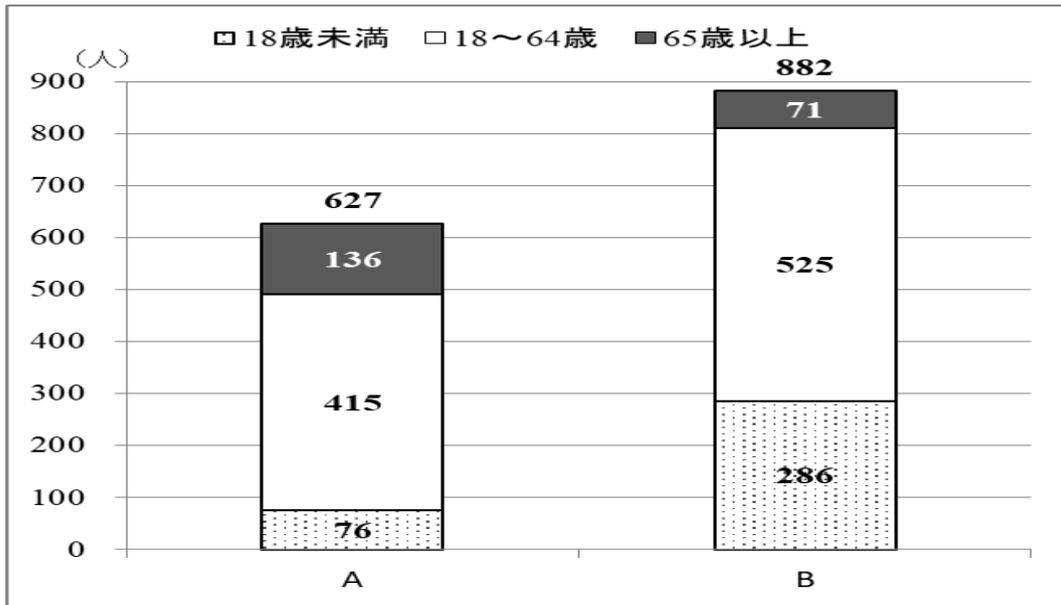
療育手帳所持者数は増加傾向にあり、令和4年度末現在では1,509人となり、平成30年度から295人増加しています。療育手帳所持者数を等級別にみると、A判定（重度）に比べB判定（中度・軽度）の占める割合が高くなっており、B判定（中度・軽度）の人が令和4年で882人と、手帳所持者の58.4%を占めています。手帳所持者の年齢区分については、18歳以上64歳以下の割合が最も高くなってしています。

【療育手帳所持者数の推移（等級別）】



資料) 社会・障がい者福祉課 (各年度3月31日現在)

【等級別・年齢区分別の手帳所持者数】



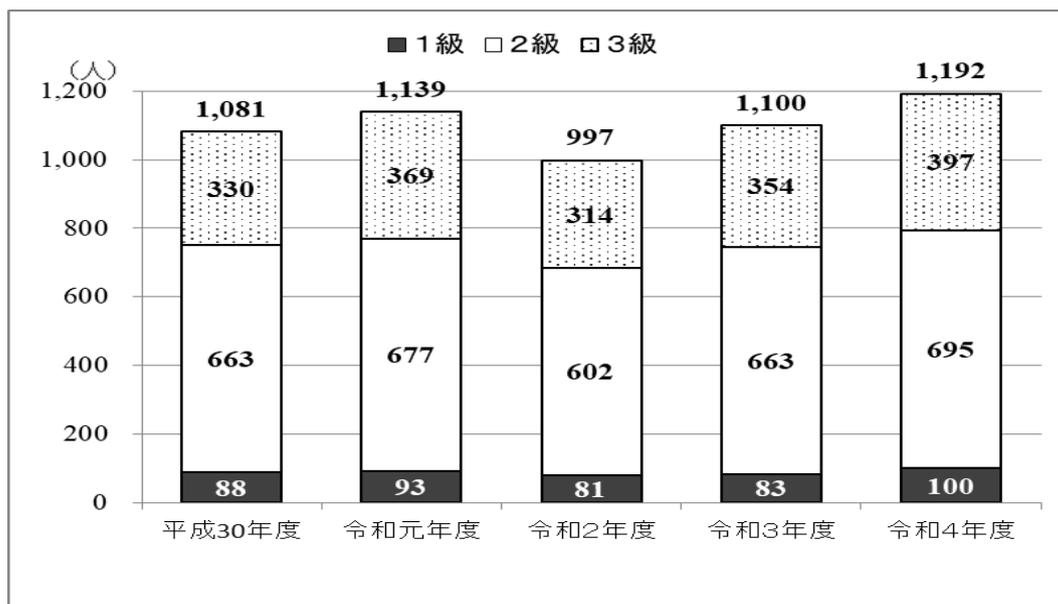
資料) 社会・障がい者福祉課 (令和5年3月31日現在)

※療育手帳の判定区分は「A1」「A2」「A3」「B1」「B2」の5段階で表示されていますが、以前は「A」「B」の2段階で障がいの程度を表示していました。このことから、療育手帳の等級は旧表示の判定区分で集計を行っています。

(5) 精神障がい者の状況

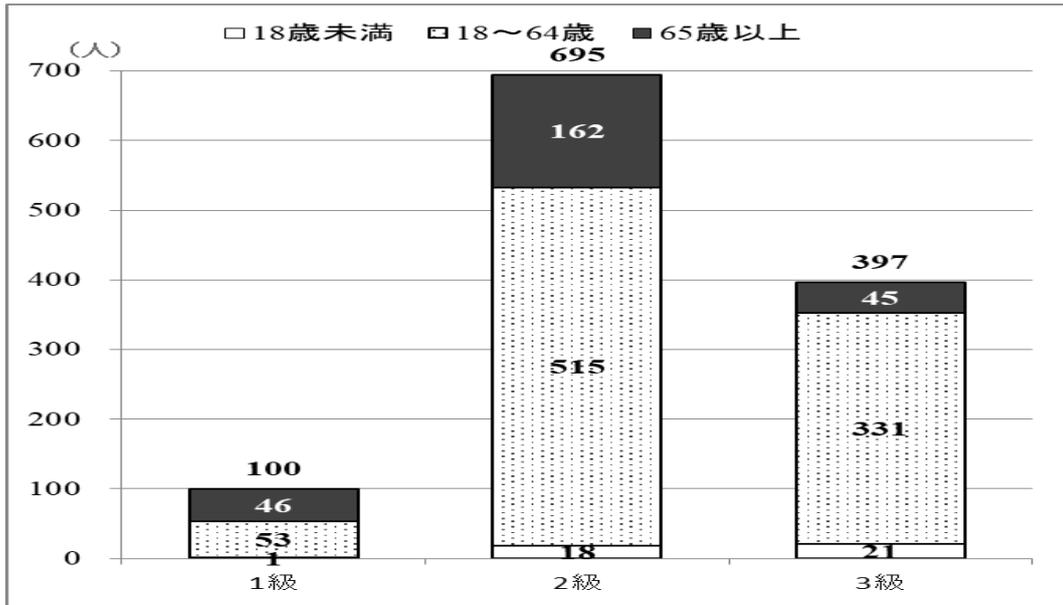
精神障がい者保健福祉手帳所持者数は令和2年度に減少はしましたが、全体的に増加傾向にあり、令和4年度末現在では1,192人となり、平成30年度から111人増加しています。令和4年度における障がい等級別にみると、2級が最も多く、令和4年度では、全体の58.3%を占めています。手帳所持者の年齢区分については、18歳以上64歳未満の割合が他の年齢区分に比べて大きく上回っているのが特徴です。また、自立支援医療（精神通院）利用者数は、令和4年度末現在で2,329人となっています。

【精神障がい者保健福祉手帳所持者数の推移（等級別）】



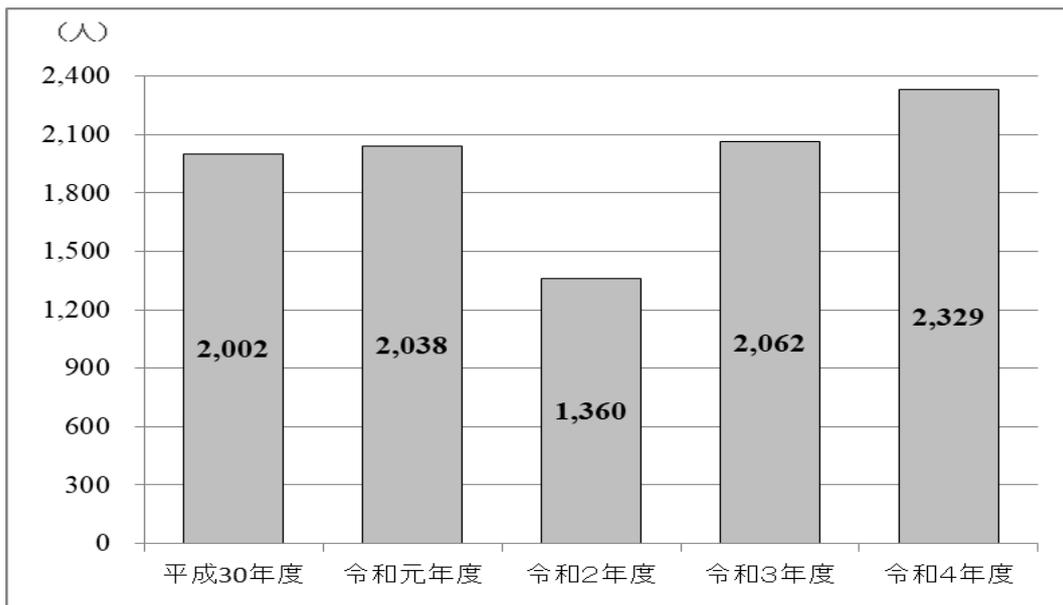
資料) 社会・障がい者福祉課 (各年度3月31日現在)

【等級別・年齢区分別の手帳所持者数】



資料) 社会・障がい者福祉課 (令和5年3月31日現在)

【自立支援医療（精神通院）利用者数の推移】



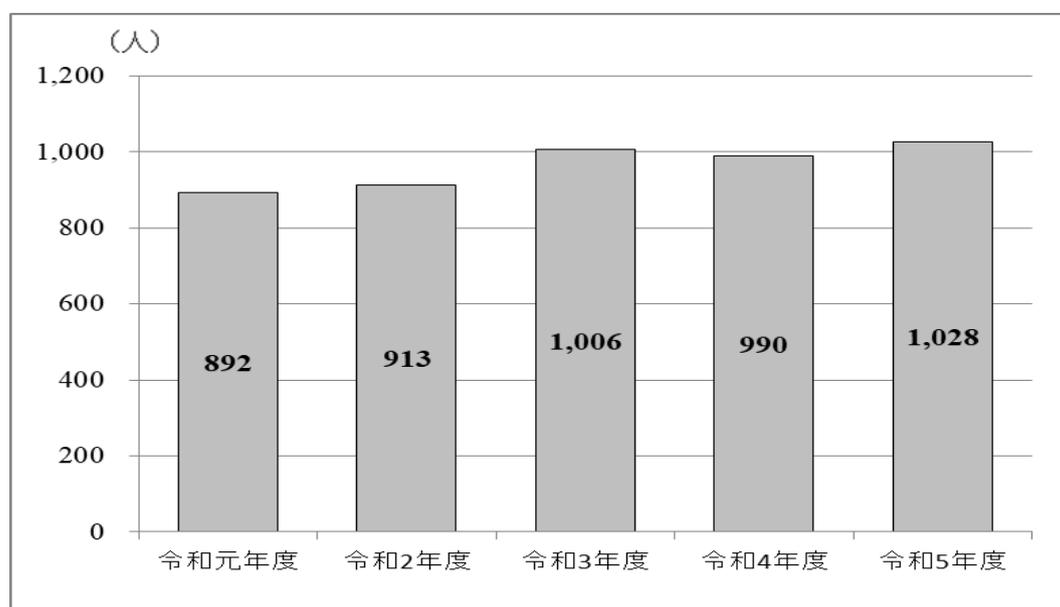
資料) 社会・障がい者福祉課 (各年度3月31日現在)

(6) 難病患者の状況

平成 25 年度からの障害者総合支援法の施行により、難病（治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって政令で定めるものによる障害の程度が、厚生労働大臣が定める程度である者であって 18 歳以上であるもの）の人も、障がい福祉サービスが利用できる障がい者の範囲に含まれました。難病のうち、難病医療費助成制度の対象疾病（指定難病）の人については、令和 5 年度で 1,028 人となっています。

※指定難病の対象疾病は、平成 27 年 1 月から 110 疾病、同年 7 月から 306 疾病、平成 29 年 4 月から 330 疾病、平成 30 年 4 月から 331 疾病、令和元年 7 月から 333 疾病と拡大され、障害者総合支援法の対象疾病は、平成 25 年 4 月から 130 疾病、平成 27 年 1 月から 151 疾病、同年 7 月から 332 疾病、平成 29 年 4 月から 358 疾病、平成 30 年 4 月から 359 疾病、令和元年 7 月から 361 疾病、令和 3 年 11 月から 366 疾病と拡大されています。

【指定難病医療受給者証所持者数の推移】



資料) 福岡県嘉穂・鞍手保健福祉環境事務所 健康増進課 (各年度 4 月 1 日現在)

(7) 障がい支援区分の状況

障害者総合支援法に基づく障がい福祉サービスや児童福祉法に基づく障がい児通所支援を利用する際には、市町村から支給決定を受ける必要があります。市町村は、障がい福祉サービスの支給申請を受けた場合は、障がい支援区分の認定調査を行い、障がい者自立支援審査会の意見を踏まえ、福祉サービスの必要性を総合的に判定します。障がい児通所支援については障がい支援区分の認定はありませんが、医師等の意見を踏まえサービスの必要性を判定します。

障がい支援区分及び児童通所支援の利用者数の推移

(単位：人)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
児童	429	487	542	638	735
区分なし	367	410	446	493	541
区分1	18	12	9	10	9
区分2	158	168	174	186	194
区分3	190	205	221	231	234
区分4	148	158	154	158	163
区分5	144	146	153	156	151
区分6	263	273	274	274	280
合計	1,717	1,859	1,973	2,146	2,307

(各年度4月1日現在)

(8) 障がい児の状況

①保育の状況

市内の保育所に在籍している障がい児数は令和4年度末現在で106人となっています。また、市内の幼稚園等に在籍している障がい児数は30人となっています。

【保育所等における障がい児の在籍状況】

(単位：人)

		令和2年	令和3年	令和4年
児童数	1歳未満	924	931	940
	2歳	635	621	637
	3歳	621	668	655
	4歳	665	631	650
	5歳	661	692	652
	合計	3,506	3,543	3,534
障がい児数	1歳未満	0	1	2
	2歳	13	1	9
	3歳	14	19	24
	4歳	15	27	34
	5歳	18	27	37
	合計	60	75	106
加配保育士数	1歳未満	1	1	0
	2歳	6	3	3
	3歳	6	6	6
	4歳	5	7	7
	5歳	6	9	11
	合計	24	26	27

資料) 保育課 (各年度3月31日現在)

※この表では、公立保育所・こども園(保育部)、私立保育園・こども園(保育部)の数を集計しています。

※在籍障がい児数は、医師から発達障がい等に関する何らかの診断を受けている児童を含みます。

【幼稚園等における障がい児の在籍状況】

(単位：人)

		令和2年	令和3年	令和4年
児童数	3歳	386	346	299
	4歳	428	375	343
	5歳	427	422	397
	合計	1,241	1,143	1,039
障がい児数	3歳	8	4	1
	4歳	6	18	5
	5歳	7	9	24
	合計	21	31	30

資料) 保育課 (各年度3月31日現在)

※この表では、公立認定こども園(教育部)、私立幼稚園の数を集計しています。

※在籍障がい児数は、医師から発達障がい等に関する何らかの診断を受けている児童を含みます。

②就学等の状況

市内の小・中学校における各種特別支援学級に在籍している児童・生徒数の合計は、令和5年5月1日現在で小学校383人、中学校133人となっており、児童・生徒数ともに増加しています。また、通級指導教室に在籍している児童・生徒数の合計は、小学校33人、中学校16人となっており、児童・生徒数とも減少しています。

【特別支援学級の状況】

		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
小学校	設置校数(校)	18	18	18	18	17	
	学級数 (学級)	肢体不自由	4	4	4	4	3
		知的障がい	28	26	28	28	31
		自閉症・情緒障がい	19	22	25	28	33
		病弱	0	0	0	0	0
		弱視	1	1	1	1	0
		難聴	2	2	2	2	1
		合計	54	55	60	63	68
	児童数 (人)	肢体不自由	6	6	5	6	6
		知的障がい	129	140	160	163	185
		自閉症・情緒障がい	83	101	124	156	191
		病弱	0	0	0	0	0
		弱視	1	1	1	1	0
難聴		2	2	2	2	1	
合計		221	250	292	328	383	
中学校	設置校数	10	10	10	10	10	
	学級数 (学級)	肢体不自由	0	0	1	1	2
		知的障がい	11	12	11	12	14
		自閉症・情緒障がい	10	12	11	11	11
		弱視	0	0	0	0	1
		難聴	0	0	0	0	1
		合計	21	24	23	24	29
	生徒数 (人)	肢体不自由	0	0	1	3	4
		知的障がい	57	61	58	68	71
		自閉症・情緒障がい	28	46	40	47	56
		弱視	0	0	0	0	1
		難聴	0	0	0	0	1
		合計	85	107	99	118	133

【通級指導教室の状況】

		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
小学校	設置校数 (校)	2	2	2	2	3
	教室数 (教室)	3	3	0	0	0
	通級指導に係る児童数 (人)	42	45	48	43	33
中学校	設置校数 (校)	1	1	1	1	1
	教室数 (教室)	0	1	0	0	0
	通級指導に係る生徒数 (人)	7	18	18	17	16

資料) 学校教育課 (各年度5月1日現在)

【特別支援学校の就学状況】

		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
小学校	嘉穂特別支援学校	46	49	50	58	60
	直方特別支援学校	1	2	4	5	7
	北九州視覚特別支援学校	1	1	1	0	1
	福岡視覚特別支援学校	1	1	0	0	0
	合計	49	53	55	63	68
中学校	嘉穂特別支援学校	25	27	27	26	36
	直方特別支援学校	2	1	1	1	1
	北九州視覚特別支援学校	0	0	1	1	1
	福岡視覚特別支援学校	1	0	0	0	0
	合計	28	28	29	28	38

資料) 学校教育課 (各年度3月31日現在)

【放課後児童クラブにおける障がい児の在籍状況】 (単位：人)

		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
在籍児童数	1年生	630	607	606	610	583
	2年生	578	602	566	581	586
	3年生	455	469	466	484	497
	4年生	315	318	315	312	349
	5年生	159	191	168	166	201
	6年生	78	86	70	89	101
	合計	2,215	2,273	2,191	2,242	2,317
在籍障がい児数	1年生	6	3	16	12	5
	2年生	11	9	5	18	12
	3年生	10	6	10	11	17
	4年生	4	6	9	9	9
	5年生	3	4	8	3	5
	6年生	3	3	4	3	0
	合計	37	31	52	56	48

資料) 学校教育課 (各年度4月1日現在)

③巡回相談（乳幼児育成指導事業）の状況

飯塚市保健センターで実施している保育所、幼稚園等の巡回相談（乳幼児育成指導事業）において、発達の面で気になる点があったことなどにより個別相談を行った児童数は令和4年度は140人となっています。

【巡回相談の結果、個別相談に至った児童数の推移】（単位：人）

年齢	個別相談後の対応	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
3歳未満児	療育関連施設への紹介	2	6	5	6	5
	就学支援	0	0	0	0	0
	継続フォロー（見守り）	12	11	4	6	4
	その他のアドバイス等	1	2	0	0	0
	計	15	19	9	12	9
3歳児 （年度中に 4歳到達）	療育関連施設への紹介	5	5	8	5	15
	就学支援	1	0	0	0	0
	継続フォロー（見守り）	21	17	12	8	14
	その他のアドバイス等	3	3	8	3	8
	計	30	25	28	16	37
4歳児 （年度中に 5歳到達）	療育関連施設への紹介	4	4	5	11	14
	就学支援	4	4	0	0	0
	継続フォロー（見守り）	21	17	12	14	13
	その他のアドバイス等	2	4	3	3	7
	計	31	29	20	28	34
5歳児 （年度中に 6歳到達）	療育関連施設への紹介	1	1	6	6	9
	就学支援	48	38	27	15	37
	継続フォロー（見守り）	15	4	7	11	12
	その他のアドバイス等	1	4	7	4	4
	計	65	48	47	36	60
合 計		141	121	104	92	140

資料）子育て支援課（各年度実績）

(9) 相談支援の状況

基幹相談支援センターにおける相談件数は令和4年末現在では1,924件となり、平成30年度から1,182件減少しています。令和4年度における相談別にみると、障がい福祉サービスに関する相談が最も多く、令和4年度では、全体の24.3%を占めています。

【基幹相談支援センター等における相談件数の推移】

(単位：件)

		平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度
基幹 相談 支援 セン ター	発達に関する相談	120	48	27	20	5
	障がいに関する相談	70	54	6	12	9
	病気に関する相談	273	280	187	184	357
	日常生活に関する相談	604	452	242	307	224
	人間関係に関する相談	183	170	137	191	329
	就学に関する相談	97	53	26	33	24
	就労に関する相談	205	159	83	94	100
	福祉サービスに関する相談	1020	740	391	405	468
	年金受給に関する相談	62	58	37	49	18
	経済的な問題に関する相談	113	102	105	150	208
	利用者負担に関する相談	3	4	2	1	2
	住居に関する相談	114	81	37	77	114
	成年後見制度相談	19	27	5	7	5
	その他	223	153	126	111	61
	合計	3,106	2,381	1,411	1,641	1,924
子 ども 発 達 療 育 セン ター ト ン ト ン	相談窓口に関する相談				150	57
	療育に関する相談				95	32
	疾病・障がいに関する相談				150	290
	就園に関する相談				0	2
	就学に関する相談				49	42
	就労に関する相談				0	1
	家庭や所属先での生活に関する相談				52	224
	合計				496	648

資料) 社会・障がい者福祉課 (各年度実績)

第3章 令和8年度に向けた成果目標

1 福祉施設入所者の地域生活への移行

(1) 基本的な考え方

福祉施設に入所している障がい者のうち、障がい福祉サービス等を利用しながら、グループホームや自宅での生活に移行する人の数を見込み、成果目標を設定します。本市では、障がいのある人の状況を踏まえながら、福祉施設に入所する障がい者の地域移行を進めるとともに、入所希望者等に対して、地域生活の継続に必要な支援を基幹相談支援センターや関係機関で検討し、障がい者やその家族が住み慣れた地域で生活し続けられるよう、支援体制の構築を進めます。

(2) 国の基本指針

- ①令和8年度末の福祉施設入所者数を令和4年度末時点の人数から5%以上削減することを基本とする。
- ②令和8年度末時点の福祉施設入所者の6%以上が地域生活へ移行することとする。

(3) 本市における成果目標

- ①令和4年度末時点の人数から5%削減することを目標とします。
- ②令和4年度末の施設入所者の6%以上が地域生活へ移行することを目標とします。

項目	数値	備考
令和4年度末の施設入所者数	228人	(A)
【目標値①】 入所者数の削減見込み	11人	国の指針を踏まえ、令和4年度末時点の人数(A)から5%削減することを目標とします。 (B) : (A) × 5%
【目標値②】 地域生活への移行者数	14人	国の指針を踏まえ、令和4年度末の施設入所者数の6%が地域生活へ移行するものとして設定します。 (A) × 6%
令和8年度末の施設入所者数 (見込)	217人	(A) - (B)

2 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

(1) 基本的な考え方

国の基本指針において、精神病床における長期入院患者の地域生活への移行を進めるに当たっては、精神科病院や地域援助事業者による努力だけでは限界があり、自治体を中心とした地域精神保健医療福祉の一体的な取組の推進に加え、差別や偏見のない、あらゆる人が共生できる包摂的な社会の実現に向けた取組の推進が必要である。これを踏まえ、精神障がい者が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、精神障がい（発達障がい及び高次脳機能障がいを含む。）にも対応した地域包括ケアシステムの構築を進めるとされています。国の基本指針に定める目標値については県内における数値目標のため、本市においては、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築を推進するため、保健・医療・福祉関係者による飯塚圏域障がい者地域自立支援ネットワークにおいて協議を実施します。

(2) 国の基本指針

- ①令和 8 年度における精神障がい者の精神病床から退院後 1 年以内の地域における生活日数の平均を 325.3 日以上とすることを基本とする。
- ②令和 8 年度末の精神病床における 1 年以上の長期入院患者数（65 歳以上、65 歳未満）を設定する。
- ③令和 8 年度における入院後 3 か月時点の退院率を 68.9%以上、入院後 6 ヶ月時点の退院率を 84.5%以上、入院後 1 年時点の退院率を 91.0%以上とすることを基本とする。

(3) 本市における成果目標

①保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数及び参加者数

②保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数

	単位	第6期			第7期(見込み)		
		実績		見込み	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度			
保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数及び参加者数	回	3	6	5	7	7	7
	人	42	81	48	63	63	63
保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数	回	2	6	4	6	6	6
	回	1	1	1	1	1	1

3 地域生活支援の充実

(1) 基本的な考え方

「市町村は、地域生活に対する安心感を担保し、自立した生活を希望する者に対する支援等を進めるために、地域生活への移行、親元からの自立等に係る相談、一人暮らし、グループホームへの入居等の体験の機会及び場の提供、短期入所の利便性・対応力の向上等による緊急時の受入対応体制の確保、人材の確保・養成・連携等による専門性の確保並びにサービス拠点の整備及びコーディネーターの配置等による地域の体制づくりを行う機能を有する地域生活支援拠点等を整備するとともに、障がい者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据えて、これらの機能をさらに強化する必要がある。こうした拠点等の整備にあわせて、相談支援を中心として、学校からの卒業、就職、親元からの自立等の生活環境が変化する節目を見据えて、中長期的視点に立った継続した支援を行う必要がある。なお、地域生活支援拠点等の整備・運営に当たっては、地域生活支援拠点等と基幹相談支援センターのそれぞれの役割を踏まえた効果的な連携を確保する必要がある。」と国の基本指針において示されています。本市においては、地域生活支援拠点等の機能の充実のため、配置を行ったコーディネーターと地域の支援ニーズの把握、社会資源の活用、関係機関の連携等を進め、効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制を構築するなどにより、機能強化を図ります。

(2) 国の基本指針

- ①令和8年度末までの間、各市町村（複数市町村による共同整備も含む）において地域生活支援拠点等を整備するとともに、その機能の充実のため、コーディネーターを配置することにより効果的な支援体制の構築を進め、また年1回以上、支援の実績等を踏まえ運用状況を検証及び検討することを基本とする。
- ②令和8年度末までに、強度行動障がい等を有する者に関して、各市町村又は圏域において、支援ニーズを把握し、支援体制の整備を進めることを基本とする。

(3) 本市における成果目標

①地域生活支援拠点等の設置数、コーディネーターの配置人数、支援の実績等の検証及び検討を行う。

②強度行動障がい者を有する障がい者の支援体制の充実を図るため、強度行動障がい者を有する障がい者に関して、その状況や支援ニーズを把握し、地域の関係機関が連携した支援体制の整備を進めます。

	単位	第7期（見込み）		
		令和6年度	令和7年度	令和8年度
地域生活支援拠点等の設置数	箇所	1	1	1
コーディネーターの配置人数	人	1	1	1
地域生活支援拠点等の支援の実績等の検証及び検討の実施回数	回	24	24	24

4 福祉施設から一般就労への移行

(1) 基本的な考え方

国は、就労移行支援事業等の利用を経て、障がいのある人が一般就労へ移行すること、また就労定着支援を通じて就労移行した人の職場への定着を促進しています。本市でも、事業所や関係機関と連携・協力し、就労移行支援事業の強化と就労定着支援の提供に取り組みます。

(2) 国の基本指針

- ①令和 8 年度中に、就労移行支援事業所等を通じて、一般就労への移行者数を、令和 3 年度実績の 1.28 倍以上とすることを基本とする。そのうち、就労移行支援、就労継続支援 A 型及び B 型については、各事業の趣旨、目的、各地域における実態等を踏まえつつ、それぞれに係る移行者数の目標値を、令和 8 年度中に令和 3 年度実績の 1.31 倍以上、概ね 1.29 倍以上、概ね 1.28 倍以上とする。また、就労移行支援事業所のうち、就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が 5 割以上の事業所を 5 割以上とすることを基本とする。
- ②就労定着支援事業の利用者数については、令和 8 年度末の利用者数を令和 3 年度末実績の 1.41 倍以上とすることを基本とする。就労定着率については、令和 8 年度就労定着支援事業の利用終了後の一定期間における就労定着率が 7 割以上となる就労定着支援事業所の割合を 2 割 5 分以上とすることを基本とする。また、都道府県等が地域の就労支援のネットワークを強化し、雇用、福祉等の関係機関が連携した支援体制の構築を推進するため、協議会（就労支援部会）等を設けて取組を進めることを基本とする。

(3) 本市における成果目標

- ①令和 8 年度中に、就労移行支援事業等の利用を経て、一般就労への移行者数を、令和 3 年度実績の 1.28 倍以上とすることを基本とする。そのうち、就労移行支援、就労継続支援 A 型及び B 型については、令和 8 年度中に令和 3 年度実績の 1.31 倍以上、概ね 1.29 倍以上、概ね 1.28 倍以上とする。また、就労移行支援事業所のうち、就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が 5 割以上の事業所を 5 割以上とする
- ②就労定着支援事業の利用者数については、令和 8 年度末の利用者数を令和 3 年度末実績の 1.41 倍以上とする。就労定着率については、令和 8 年度就労定着支援事業の利用終了後の一定期間における就労定着率が 7 割以上となる就労定着支援事業所の割合を 2 割 5 分以上とする。
- ③地域の就労支援のネットワークを強化し、雇用、福祉等の関係機関が連携した支援体制の構築を推進するため、飯塚圏域地域自立支援ネットワークにおいて専門部会（就労支援部会）を設けて取組を進める。

項目	数値	備考
令和4年度の年間一般就労移行者数（基準値）	23人	(A)
【目標値①-1】 令和8年度の年間一般就労移行者数	29人	令和3年度の一般就労への移行実績(A)の1.28倍以上とすることを目標とします。 (A) × 1.28
就労移行支援事業を通じた令和4年度の年間一般就労移行者数（基準値）	18人	(B)
【目標値①-2】 就労移行支援事業を通じた令和8年度の年間一般就労移行者数	24人	令和3年度の一般就労への移行実績(B)の1.31倍以上とすることを目標とします。 (B) × 1.31
就労継続支援A型事業を通じた令和4年度の年間一般就労移行者数（基準値）	3人	(C)
【目標値①-3】 就労継続支援A型事業を通じた令和8年度の年間一般就労移行者数	4人	令和3年度の一般就労への移行実績(C)の1.29倍以上とすることを目標とします。 (C) × 1.29
就労継続支援B型事業を通じた令和4年度の年間一般就労移行者数（基準値）	2人	(D)
【目標値①-3】 就労継続支援B型事業を通じた令和8年度の年間一般就労移行者数	3人	令和3年度の一般就労への移行実績(D)の1.28倍以上とすることを目標とします。 (D) × 1.28

項目	単位	第7期（見込み）		
		令和6年度	令和7年度	令和8年度
就労移行支援事業所のうち、就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所	%	50	50	50

項目	数値	備考
【目標値②-1】 令和8年度における就労定着支援事業の利用者数	23人	就労定着支援事業の利用者数については、令和8年度末の利用者数を令和3年度末実績の1.41倍とすることを目標とします。 (A) × 1.41
【目標値②-2】 就労定着支援事業による職場定着率	25%	国の指針を踏まえ、令和8年度の就労定着支援事業の利用終了後の一定期間における就労定着率が7割以上となる就労定着支援事業所の割合を2割5分以上とすることを目標とします。

項目	単位	第7期（見込み）		
		令和6年度	令和7年度	令和8年度
雇用及び福祉関係者による協議の場の開催回数	回	12	12	12
雇用及び福祉関係者による協議の場の参加者数	人	96	96	96

5 障がい児支援の提供体制の整備等

(1) 基本的な考え方

障がい児については、こども基本法において、全てのこどもについて、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され保護されること、その健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉に係る権利が等しく保障される旨が規定されています。また、子ども・子育て支援法において、子ども・子育て支援の内容及び水準は、全ての子どもが健やかに成長するように支援するものであって、良質かつ適切なものでなければならない旨が規定され、教育、保育等の利用状況を踏まえ、障がい福祉サービス、障がい児通所支援等の専門的な支援の確保及び共生社会の形成促進の観点から、保健、医療、保育、教育、就労支援等の関係機関とも連携を図った上で、障がい児及びその家族に対して、乳幼児期から学校卒業まで一貫した効果的な支援を身近な場所で提供する体制の構築を図ることが重要であるとされています。本市においても、国の指針を踏まえ、事業者や関係機関との連携により、障がい児支援体制の拡充に引き続き取り組んでいきます。

(2) 国の基本指針

- ①児童発達支援センターを中核とした重層的な地域支援体制の構築を目指すため、令和8年度末までに、児童発達支援センターを各市町村又は各圏域に少なくとも1カ所以上設置することを基本とする。
- ②障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進するため、各市町村又は各圏域に設置された児童発達支援センターや地域の障がい児通所支援事業所等が保育所等訪問支援等を活用しながら、令和8年度末までに、全ての市町村において、障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制を構築することを基本とする。
- ③令和8年度末までに、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村又は圏域に少なくとも1カ所以上確保することを基本とする。
- ④令和8年度末までに、各都道府県は医療的ケア児支援センターを設置し、医療的ケア児等の支援を総合調整するコーディネーターを配置すること、各都道府県、各圏域又は各市町村において、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、各市町村において医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することを基本とする。

(3) 本市における成果目標

- ①令和8年度末までに、児童発達支援センターを4カ所以上設置する。
- ②児童発達支援センター等が保育所等訪問支援等を活用しながら、令和8年度末までに、障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制を構築する。
- ③令和8年度末までに、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を11カ所以上確保する。
- ④飯塚圏域地域自立支援ネットワークにおいて保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議を行うとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置する。

項目	単位	第7期（見込み）		
		令和6年度	令和7年度	令和8年度
児童発達支援センター数	か所	4	4	4
保育所等訪問支援事業者数	か所	8	9	10
重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所数	か所	11	11	11
重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所	か所	13	13	13
医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置人数	人	3	3	3

※飯塚圏域でのコーディネーター配置人数は、障がい者基幹相談支援センター内に1人となるが、飯塚市内の相談支援事業所におけるコーディネーターの配置は10人となる。

6 相談支援体制の充実・強化等

(1) 基本的な考え方

障がい福祉サービスの利用に係る様々なニーズに対応する相談支援体制の構築を行うために市町村は、障がい者からの相談に応じる体制の整備、相談支援を行う人材の育成支援、個別事例における専門的な指導や助言を行うほか、特定相談支援事業所等の充実のため、必要な施策を確保する必要があります。これらの取組を効果的に進めるため、令和4年障害者総合支援法等改正法により、令和6年4月から、各市町村において基幹相談支援センターの設置が努力義務化されるとともに、基幹相談支援センターの業務として、相談支援事業の従事者に対する相談、助言、指導等を行う業務等が法律上明確化されました。本市においても国の指針を踏まえ、基幹相談支援センター、指定特定相談支援事業所等の相談支援従事者の育成や支援者支援等を担う人材である主任相談支援専門員を計画的に確保し、地域における相談支援体制について検証・評価を行うとともに、障がい者やその家族にとってアクセスしやすい相談支援体制、専門的な指導・助言及び人材育成等各種機能の更なる強化・充実に向けた検討を実施します。

(2) 国の基本指針

令和8年度末までに、各市町村において、総合的な相談支援、地域の相談支援体制の強化及び関係機関等の連携の緊密化を通じた地域づくりの役割を担う基幹相談支援センターを設置（複数市町村による共同設置可）するとともに、基幹相談支援センターが地域の相談支援体制の強化を図る体制を確保する。また、協議会において、個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行う取組を行うとともに、これらの取組を行うために必要な協議会の体制を確保する。

(3) 本市における成果目標

令和8年度末までに、基幹相談支援センターによる地域の相談支援体制の強化を図る。
また、飯塚圏域障がい者地域自立支援ネットワークにおいて、個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行う取組を行う。

項目	内容	単位	第6期			第7期（見込み）		
			実績		見込み	令和6年度	令和7年度	令和8年度
			令和3年度	令和4年度	令和5年度			
総合的・専門的な相談支援	障がいの種別や各種のニーズに対応できる総合的・専門的な相談支援の実施	有/無	有	有	有	有	有	有
地域の相談支援体制の強化	地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数	件	504	515	500	500	500	500
	地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数	人	50	80	50	50	50	50
	地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数	回	5	6	6	6	6	6
地域サービス基盤の開発・改善	協議会の専門部会の設置数	回	2	3	3	4	4	4
	協議会の専門部会の実施回数	回	7	16	14	26	26	26

7 障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

(1) 基本的な考え方

障がい福祉サービス等が多様化するとともに、多くの事業者が参入している中、改めて障害者総合支援法の基本理念を念頭に、その目的を果たすためには、利用者が真に必要とする障がい福祉サービス等の提供を行うことが重要である。そのため、都道府県及び市町村の職員は、障害者総合支援法の具体的内容を理解するための取組を行い、障がい福祉サービス等の利用状況を把握し、障がい者等が真に必要とする障がい福祉サービス等が提供できているのか検証を行っていくことが望ましいとされています。

本市においても、国の指針を踏まえ、市職員が障害者総合支援法の具体的内容を理解し、障がい福祉サービス等の利用状況の把握・検証を行います。利用者が真に必要とするサービス等を提供していくため、県や関係機関が実施する障がい福祉サービス等に係る各種研修の活用や障がい者自立支援審査支払等システムによる審査結果を関係自治体等と共有を行います。

(2) 国の基本指針

令和8年度末までに都道府県や市町村において、サービスの質の向上を図るための取組みに係る体制を構築する。

(3) 本市における成果目標

県や関係機関が実施する研修等への積極的な参加を行います。障がい者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有により障がい福祉サービス等の質の向上を図ります。

項目	内容	単位	第6期			第7期（見込み）		
			実績		見込み	令和6年度	令和7年度	令和8年度
			令和3年度	令和4年度	令和5年度			
障がい福祉サービス等に係る各種研修の活用	福岡県が実施する障がい福祉サービス等に係る研修への市職員の参加人数	人	15	14	10	10	10	10
障がい者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有	障がい者自立支援審査支払等システムによる審査結果を関係自治体等と共有した回数	回	1	1	1	1	1	1

第4章 障がい福祉サービス等の見込量と確保策

1 訪問系サービス

(1) サービスの種別と概要

居宅介護	ホームヘルパーが自宅を訪問して、入浴、排せつ、食事などの介護、調理、洗濯、掃除等の家事、生活等に関する相談や助言など、生活全般にわたる援助を行います。
重度訪問介護	重度の肢体不自由、知的障がい、精神障がいがあり常に介護を必要とする人に対して、ホームヘルパーが自宅を訪問し、入浴、排せつ、食事などの介護、調理、洗濯、掃除などの家事、生活等に関する相談や助言など、生活全般にわたる援助や外出時における移動中の介護を総合的に行います。
同行援護	移動に著しい困難を有する視覚障がいのある人が外出する際、本人に同行し、移動に必要な情報の提供や、移動の援護、排せつ、食事等の介助など、本人が外出する際の援助を行います。
行動援護	行動に著しい困難を有する知的障がいや精神障がいのある人が、行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護、排せつ、食事等の介助など、行動する際の援助を行います。
重度障がい者等 包括支援	常に介護を必要とする人のなかでも、特に介護の必要度が高い人に対して、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、生活介護、短期入所などのサービスを包括的に提供します。

(2) サービスの必要見込量

過去の利用実績や障がい者数の増加率等に基づき、各サービスの必要見込量を算出しています。

サービス名	単位	第6期実績			第7期（見込み）		
		実績		見込み			
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
居宅介護	時間（／月）	5,231	5,237	5,447	5,572	5,700	5,833
	人（／月）	302	311	318	325	333	341
重度訪問介護	時間（／月）	191	8	92	92	92	92
	人（／月）	3	1	2	2	2	2
同行援護	時間（／月）	537	471	467	454	441	428
	人（／月）	46	43	42	41	39	38
行動援護	時間（／月）	2	30	8	8	8	8
	人（／月）	1	2	1	1	1	1
重度障がい者等包括支援	時間（／月）	0	0	0	0	0	0
	人（／月）	0	0	0	0	0	0

(3) 見込量を確保するための方策

- ①障がい者（児）が住み慣れた地域で安心して生活ができるように利用者のニーズを把握し、必要なサービスが提供できるように、サービス見込量に適切に反映させていきます。
- ②障がい福祉サービスの量と質を確保できるよう、訪問系サービスの事業を行う意向を有する事業者に対し、広く情報提供を行い、訪問系サービス事業所の拡充や新規参入を促進します。

2 日中活動系サービス

(1) サービスの種別と概要

生活介護	障がい者支援施設等で、常に介護を必要とする人に対して、主に昼間において、入浴・排せつ・食事等の介護、調理・洗濯・掃除などの家事、生活等に関する相談・助言その他の必要な日常生活上の支援、創作的活動・生産活動の機会の提供のほか、身体機能や生活能力の向上のための援助を行います。
------	--

自立訓練 (機能訓練)	障がい者支援施設、障がい福祉サービス事業所または障がいのある人の居宅において、理学療法、作業療法その他の必要なリハビリテーション、生活等に関する相談および助言などの支援を行います。
自立訓練 (生活訓練)	障がい者支援施設、障がい福祉サービス事業所または障がいのある方の居宅において、入浴、排せつ、食事等に関する自立した日常生活を営むために必要な訓練、生活等に関する相談および助言などの支援を行います。
就労選択支援	一般就労や障がい福祉サービスの利用を希望する障がいのある人と共同で作成した就労アセスメントを活用して、本人の希望、就労能力や適性等にあった選択の支援を行います。
就労移行支援	就労を希望する障がいのある人に対して、生産活動や職場体験などの機会の提供を通じた就労に必要な知識や能力の向上のために必要な訓練、就労に関する相談や支援を行います。
就労継続支援 (A型)	企業等に就労することが困難な障がいのある人に対して、雇用契約に基づく生産活動の機会の提供、知識および能力の向上のための訓練などを行います。
就労継続支援 (B型)	通常の事業所に雇用されることが困難な就労経験のある障がいのある人に対し、生産活動などの機会の提供、知識および能力の向上のための訓練などを行います。
就労定着支援	一般就労へ移行した障がいのある人の就労の継続を図るため、企業、障がい福祉サービス事業者、医療機関等との連絡調整を行うとともに、雇用に伴い生じる日常生活または社会生活を営む上での相談および助言などの支援を行います。
療養介護	医療的ケアを必要とする障がいのある人のうち常に介護を必要とする人に対して、主に昼間において病院で行われる機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護および日常生活上の世話をを行います。
短期入所	自宅で介護を行っている人が病気などの理由により介護を行うことができない場合に、障がいのある人に施設等に短期間入所してもらい、入浴、排せつ、食事などの支援を行います。障がい者支援施設等において実施する「福祉型」と病院や介護老人保健施設において実施する「医療型」があります。

(2) サービスの必要見込量

過去の利用実績や障がい者数の増加率等に基づき、各サービスの必要見込量を算出しています。また、就労選択支援事業については、一般就労及び障がい福祉サービスの利用を希望する方について必要見込量を算出しています。

サービス名	単位	第6期			第7期（見込み）		
		実績		見込み	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度			
生活介護	人日（／月）	9,292	9,319	9,414	9,445	9,477	9,509
	人（／月）	452	454	455	457	459	460
自立訓練（機能訓練）	人日（／月）	20	61	22	22	22	22
	人（／月）	3	4	3	3	3	3
自立訓練（生活訓練）	人日（／月）	326	162	170	152	139	130
	人（／月）	22	14	12	11	10	9
精神障がい者の自立訓練（生活訓練）	人（／月）	—	—	—	10	9	8
就労選択支援	人日（／月）	—	—	—	—	345	345
	人（／月）	—	—	—	—	15	15
就労移行支援	人日（／月）	961	1,038	1,038	1,038	1,038	1,038
	人（／月）	49	52	52	52	52	52
就労継続支援（A型）	人日（／月）	2,707	2,973	3,093	3,280	3,486	3,711
	人（／月）	127	138	146	155	165	175
就労継続支援（B型）	人日（／月）	7,408	8,611	9,120	9,777	10,513	11,337
	人（／月）	397	448	479	513	552	595
就労定着支援	人（／月）	16	10	11	11	11	11
療養介護	人（／月）	26	27	27	27	27	27
短期入所（福祉型）	人日（／月）	197	251	209	209	209	209
	人（／月）	25	32	27	27	27	27
短期入所（医療型）	人日（／月）	18	44	44	44	44	44
	人（／月）	4	6	6	6	6	6

(3) 見込み量を確保するための方策

- ① 在宅の障がいのある人の自立促進と生活の改善、身体機能の維持・向上等を図るため、通所による創作的活動、機能訓練等の機会を提供できるよう、障がい福祉サービス等の質の向上や人材の育成、確保に努めます。

3 居住系サービス

(1) サービスの種別と概要

自立生活援助	居宅において単身等で生活する障がいのある人について、定期的な巡回訪問や随時の対応により、必要な助言や医療機関等との連絡調整等の支援を行います。
共同生活援助 (グループホーム)	障がいのある人に対して、主に夜間において、共同生活を営む住居で相談、入浴、排せつまたは食事の介護、その他の日常生活上の援助を行います。
施設入所支援	施設に入所する障がいのある人に対して、主に夜間において、入浴、排せつ、食事等の介護、生活等に関する相談・助言のほか、必要な日常生活上の支援を行います。生活介護などの日中活動とあわせて、こうした夜間等におけるサービスを提供することで、障がいのある人の日常生活を一体的に支援します。

(2) サービスの必要見込量

共同生活援助については、過去の利用実績等に基づき、サービスの見込量を算出しています。また、自立生活援助及び施設入所支援については、国による成果目標設定に係る基本指針に沿ってサービスの見込量を算出しています。

サービス名	単位	第6期			第7期（見込み）		
		実績		見込み	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度			
自立生活援助	人（／月）	0	0	3	3	4	4
精神障がい者の自立生活援助	人（／月）	0	0	1	1	2	2
共同生活援助 (グループホーム)	人（／月）	275	296	317	337	358	379
精神障がい者の共同生活援助 (グループホーム)	人（／月）	119	131	148	157	167	177
施設入所支援	人（／月）	227	228	226	223	220	217

(3) 見込み量を確保するための方策

- ①市内のサービス提供事業者との連携を強化するとともに、情報提供や相談など、事業者へ必要な支援を行い、新規事業者の参入促進を図ります。
- ②地域生活支援拠点等の整備に必要な機能を持つグループホームについて市内の法人等と連携し、整備促進を図ります。

4 相談支援

(1) サービスの種別と概要

地域移行支援	障がい者支援施設等に入所もしくは精神科病院に入院している人で、地域生活に移行するために重点的な支援を必要とする人に対して、住居の確保をはじめとした各種相談、外出時の同行、障がい福祉サービスの体験的な利用援助など、円滑な地域移行のための支援を行います。
地域定着支援	入所施設や精神科病院から退所または退院した人や地域生活が不安定な人などに対し、常に連絡がとれる体制を確保し、緊急に支援が必要な事態が生じた際の訪問や相談など、障がいのある人の地域生活の継続に関する支援を行います。
計画相談支援	障がい福祉サービス利用申請に伴い、その人がどんな生活を望んでいるのか、そのために何のサービスをどのように利用するか、ひとりひとりに応じた「サービス等利用計画」を作成します。また、サービスの支給決定後、一定期間ごとにサービスの利用状況や本人の意向などを確認し（モニタリング）、必要に応じて計画の見直しを行います。

(2) サービスの必要見込量

地域定着支援については、利用実績がないことから、今後地域移行を進めていくうえでの見込量を算出しています。また、計画相談支援については、過去の利用実績等に基づき、見込量を算出しています。

サービス名	単位	第6期			第7期（見込み）		
		実績		見込み	令和6年度	令和7年度	令和8年度
		令和3年度	令和4年度	令和5年度			
地域移行支援	人（／年）	1	1	1	2	3	4
精神障がい者の地域移行支援	人（／年）	1	0	0	0	1	1
地域定着支援	人（／年）	0	0	1	2	3	4
精神障がい者の地域定着支援	人（／年）	0	0	0	0	1	1
計画相談支援	人（／年）	1,487	1,466	1,493	1,521	1,548	1,575

(3) 見込み量を確保するための方策

- ①圏域内の民間事業者に対して相談支援事業所（指定一般相談支援事業所及び指定特定相談支援事業所）の開設を働きかけるとともに、福岡県が実施する相談支援専門員研修に関する情報提供を行うことによって、圏域における相談支援従事者及び指定事業所の増加を図ります。

- ②地域の相談支援の拠点である基幹相談支援センターにおいて、障がいに関する総合的な相談業務を実施し、個別事例における専門的な助言等を行うことで、障がい者やその家族が抱える複合的な課題を把握し、適切なサービスにつなげる等関係機関との連携を行います。
- ③飯塚圏域障がい者地域自立支援ネットワークによる相談支援部会や相談支援専門員研修会の開催、また、関係機関との意見交換会等を実施し、サービス等利用計画の作成を含めた相談支援に携わる人材の育成支援等を行うことで、相談支援事業所の質の向上に取り組めます。

第5章 障がい児通所支援等の見込量と確保策

1 障がい児通所支援

(1) サービスの種別と概要

児童発達支援	就学前の障がいのある児童に対して、日常生活における基本的動作の指導、自活に必要な知識や技能の付与または集団生活への適応のための訓練を行います。
放課後等デイサービス	就学後の障がいのある児童に対して、放課後や夏休み等の長期休暇中に生活能力向上のための訓練等を提供することにより、自立の促進と放課後等の居場所づくりを行います。
保育所等訪問支援	障がい児施設等で指導経験のある児童指導員や保育士が保育所などを訪問し、障がいのある子どもや保育所などのスタッフに対して、障がいのある子どもが集団生活に適応するための専門的な支援を行います。
居宅訪問型児童発達支援	重度の障がい等の状態にある児童であって、障がい児通所支援を利用するために外出することが著しく困難な児童に発達支援が提供できるよう、障がい児の居宅を訪問して発達支援を行います。
医療型児童発達支援	医学的管理下での指導の必要性が認められる就学前の児童に対して「児童発達支援」と同様の指導や訓練等を行うとともに、児童の身体の状態により治療も行います。

(2) サービスの必要見込量

過去の利用実績や障がい児数の増加率等に基づき、各サービスの必要見込量を算出しています。

サービス名	単位	第6期			第7期（見込み）		
		実績		見込み	令和6年度	令和7年度	令和8年度
		令和3年度	令和4年度	令和5年度			
児童発達支援	人日（／月）	3,197	3,291	3,672	4,055	4,489	4,981
	人（／月）	237	250	275	304	337	374
放課後等デイサービス	人日（／月）	5,098	6,222	6,764	7,484	8,296	9,210
	人（／月）	347	413	456	505	560	621

サービス名	単位	第6期			第7期（見込み）		
		実績		見込み	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度			
保育所等訪問支援	人日（／月）	9	36	64	68	72	77
	人（／月）	5	11	38	40	43	45
居宅訪問型児童発達支援	人日（／月）	0	0	5	10	15	20
	人（／月）	0	0	1	2	3	4
医療型児童発達支援	人日（／月）	0	0	0	0	0	0
	人（／月）	0	0	0	0	0	0

（3）見込み量を確保するための方策

- ①障がい児通所支援に係るサービス量を適切に見込むとともに、障がい児通所支援事業所を運営する法人への働きかけを通じて、提供する体制の確保に努めます。
- ②飯塚圏域障がい者地域自立支援ネットワークの子ども部会を中心に、教育、医療、福祉等の関係機関との連携強化や障がい児通所支援事業所が提供するサービスの質の向上に向けた取組を行います。

2 障がい児相談支援

(1) サービスの概要

障がい児相談支援	障がい児通所支援の利用申請に伴い、その児童や保護者がどんな生活を望んでいるのか、そのために何のサービスをどのように利用するか、ひとりひとりに応じた「障がい児支援利用計画」を作成します。また、サービスの支給決定後、一定期間ごとにサービスの利用状況や本人・保護者の意向などを確認し（モニタリング）、必要に応じて計画の見直しを行います。
----------	---

(2) サービスの必要見込量

全ての障がい児通所支援利用者に適用することを前提に、過去の利用実績等に基づき見込量を算出しています。

サービス名	単位	第6期			第7期（見込み）		
		実績		見込み	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度			
障がい児相談支援	人（／年）	663	727	796	864	933	1,002

(3) 見込み量を確保するための方策

- ①圏域内の民間事業者に対して指定障がい児相談支援事業所の開設を働きかけるとともに、福岡県が実施する相談支援専門員研修に関する情報提供を行うことによって、圏域における障がい児相談支援従事者及び指定事業所の増加を図ります。
- ②地域の相談支援の拠点である基幹相談支援センターにおいて、障がいに関する総合的な相談業務を実施し、個別事例における専門的な助言等を行うことで、障がい児やその家族が抱える複合的な課題を把握し、適切なサービスにつなげる等関係機関との連携を行います。
- ③飯塚圏域障がい者地域自立支援ネットワークによる相談支援部会や相談支援専門員研修会の開催、また、関係機関との意見交換会等を実施し、サービス等利用計画の作成を含めた相談支援に携わる人材の育成支援等を行うことで、指定障がい児相談支援事業所の質の向上に取り組みます。

第6章 地域生活支援事業の見込量と確保策

1 地域生活支援事業

(1) サービスの種別と概要

【必須事業】

理解促進研修・啓発事業	障がいのある人が日常生活及び社会生活を営む上で生じる「社会的障壁」を除去するため、障がいのある人に対する理解を深めるための研修や啓発を通じて地域住民への働きかけを強化することにより、共生社会の実現を図ることを目的とする事業です。
自発的活動支援事業	障がいのある人が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、障がいのある人やその家族、地域住民等による地域における自発的な取り組みを支援することにより、共生社会の実現を図ることを目的とする事業です。
相談支援事業	<p>障がい者相談支援事業</p> <p>障がい者やその家族等からの福祉に関する様々な問題について、相談支援専門員が相談に応じ、必要な情報の提供や助言、障がい福祉サービス等の利用支援等を行うとともに、障がい者の権利擁護のために必要な援助を行う事業です。本市では、嘉麻市、桂川町と共同で基幹相談支援センターを設置し、本事業を実施しています。</p>
	<p>基幹相談支援センター等機能強化事業</p> <p>相談支援事業が適正かつ円滑に実施されるよう、専門職員を配置し、障がい者相談支援事業者等に対する専門的な指導・助言、情報収集・提供、人材育成の支援、地域移行に向けた取組を実施します。本市においては、本市では、嘉麻市、桂川町と共同で基幹相談支援センター及び子ども発達療育センターテコテコを設置し、本事業を実施しています。</p>
	<p>住宅入居等支援事業（居住サポート事業）</p> <p>知的障がい者・精神障がい者等で、賃貸契約による一般住宅への入居を希望しているものの保証人がいない等の理由により入居が困難な障がい者に対し、入居に必要な調整等に係る支援を行うとともに、家主等への相談・助言を通じて障がい者の地域生活の支援を行うものです。</p>
成年後見制度利用支援事業	障がい福祉サービスの利用や財産の管理などを行うにあたり、判断能力が不十分な知的障がい者または精神障がい者に対して成年後見制度の利用に係る費用（申立てに要する登記手数料や鑑定費用、後見人等への報酬など）を助成することによって、これらの障がい者の権利擁護を図る事業です。

成年後見制度法人後見支援事業	法人後見の実施を予定している団体を対象とした研修会の実施などを通じて後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保するとともに、市民後見人の活用も含めた法人後見の活動を支援することで、障がい者の権利擁護を図る事業です。
意思疎通支援事業	聴覚・言語機能、音声機能などの障がいのため意思疎通を図ることに支障がある人に対する手話通訳者等の派遣や、行政窓口における手話通訳者の設置等により、意思疎通の円滑化を図ることを目的とする事業です。
手話奉仕員養成研修事業	手話で日常会話を行うために必要な手話語彙及び手話表現技術を習得した者を養成し、意思疎通を図ることが困難な障がいのある人が自立した日常生活や社会生活を営むことができるようにすることを目的とする事業です。
日常生活用具給付等事業	障がいのある人に対して以下のような日常生活用具を給付すること等により、日常生活の便宜を図ることを目的とする事業です。 ①介護・訓練支援用具 ②自立生活支援用具 ③在宅療養等支援用具 ④情報・意思疎通支援用具 ⑤排泄管理支援用具 ⑥居宅生活動作補助用具（住宅改修費）
移動支援事業	屋外での移動が困難な障がいのある人（障がい福祉サービスである「同行援護」の対象となる重度の視覚障がい者を除く）について、外出のための支援を行います。 ①個別支援型 ②グループ支援型
地域活動支援センター機能強化事業	障がいの程度や内容により、障がい福祉サービスの利用にはなじまない人を主な対象として、書道や絵画、スポーツ・レクリエーション、調理などの創作的活動・生産活動の機会を提供するとともに、社会との交流促進等の活動を行う「地域活動支援センター」において、専門職員（精神保健福祉士等）を配置することによってセンターの機能を充実強化し、障がい者の地域生活支援の促進を図ります。

【任意事業】

訪問入浴サービス事業	在宅の身体障がい者の身体の清潔の保持等を図るため、訪問による入浴サービスを提供する事業です。
日中一時支援事業	日中に一時的に見守り等の支援が必要な障がいのある人に対して日中活動の場を提供することにより、障がい者の家族の就労支援や一時的

	な休息を確保することを目的とする事業です。
点字・声の広報等発行事業	文字による情報入手が困難な障がいのある人のために、点訳、音声訳等のわかりやすい方法により、地方公共団体の広報や地域生活において必要度の高い情報等を、定期的又は必要に応じて提供する事業です。
レクリエーション活動等支援	障がい者等の交流、余暇活動の質の向上、体力増強等に資するためのレクリエーション活動等を行うことにより、障がい者等の社会参加を促進することを目的とする事業です。
巡回支援専門員整備	発達障がい等に関する知識を有する専門員が保健師と保育所・幼稚園等を巡回訪問し、発達等に偏りがある子どもを早期に発見し、早期対応のための助言等の支援を保育士・保護者に提供する事業です。

(2) サービスの必要見込量

これまでの事業実施状況やサービス利用実績、今後の動向・予定を踏まえて、見込量を算出しています。

区分	事業（サービス）名	単位等	第6期			第7期（見込み）			備考
			実績		見込み	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
			令和3年度	令和4年度	令和5年度				
必須事業	理解促進啓発・研修事業	有/無	有	有	有	有	有	有	
	自発的活動支援事業	有/無	有	有	有	有	有	有	
	相談支援事業								
	障がい者相談支援事業	箇所	1	1	1	1	1	1	嘉麻市、桂川町と共同設置、運営
	基幹相談支援センター等機能強化事業	箇所	2	2	2	2	2	2	
	住宅入居等支援事業	箇所	1	1	1	1	1	1	
	成年後見制度利用支援事業	人	1	1	1	1	1	1	年間実利用者数
	成年後見制度法人後見支援事業	有/無	無	無	無	有	有	有	
	意思疎通支援事業								
	意思疎通支援者派遣事業	人	33	36	33	33	33	33	年間実利用者数
	手話通訳者設置事業	人	1	1	1	1	1	1	設置人数
	手話奉仕員養成研修事業	人	14	13	14	14	14	14	修了者数
	日常生活用具給付等事業								年間給付件数
	介護・訓練支援用具	件	7	5	7	7	7	7	
	自立生活支援用具	件	20	18	19	19	19	19	
	在宅療養等支援用具	件	16	18	21	21	21	21	
情報・意思疎通支援用具	件	18	18	19	19	19	19		
排泄管理支援用具	件	3,773	3,834	3,813	3,813	3,813	3,813		

	居宅生活動作補助用具	件	3	1	3	3	3	3	(住宅改修費)
	移動支援事業	人	54	60	60	60	60	60	年間実利用者数
		時間	2,287	2,120	2,120	2,120	2,120	2,120	年間利用時間数
	地域活動支援センター	箇所	1	1	1	1	1	1	嘉麻市、桂川町と共同設置、運営
		人	57	59	60	60	60	60	年度末現在の月間実利用者数
		人	232 (147)	216 (129)	247 (137)	247 (137)	247 (137)	247 (137)	年度末現在の月間延べ利用者数 (うち飯塚市数)
	機能強化事業	有/ 無	有	有	有	有	有	有	
	訪問入浴サービス事業	人	2	2	2	2	2	2	年間実利用者数
	日中一時支援事業	人	92	121	105	105	105	105	年間実利用者数
	点字・声の広報等発行	有/ 無	有	有	有	有	有	有	
	レクリエーション活動等支援	人	0	23	23	23	23	23	療育キャンプ参加障がい児・者数
	巡回支援専門員整備	人	656	760	639	639	639	639	育成指導事業の個別＋巡回個別相談利用者延べ数

(3) 必要な見込量の確保のための方策

- ①民間のサービス事業者の参入を促進し、計画期間に必要と見込まれるサービス量の確保を図ります。
- ②サービスの量の確保に加えて、質の高いサービスが提供されるよう、サービス提供従事者の資質向上を図ることを事業者に働きかけるとともに、ホームヘルパーや施設職員等を対象とした研修会等に関する情報提供を行います。
- ③2市1町共同実施事業について、嘉麻市、桂川町と定期的に意見交換を行いながら適正に実施していきます。

資 料

■ 飯塚市障がい者施策推進協議会規則 ■

平成18年3月26日

飯塚市規則第114号

(趣旨)

第1条 この規則は、飯塚市附属機関の設置に関する条例(平成18年飯塚市条例第21号)第3条の規定に基づき、飯塚市障がい者施策推進協議会(以下「協議会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 協議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議し、意見を答申するものとする。

- (1) 障がい者及び障がい児の自立支援、その他総合的な施策の推進に関する事項
- (2) 障がい者及び障がい児施策等に関する長期計画の策定に関する事項
- (3) 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(平成25年法律第65号)第17条に規定する障害者差別解消支援地域協議会が、その目的を達するために協議すべき事項
- (4) その他障がい者及び障がい児施策に関し必要な事項

(組織)

第3条 協議会は、委員15人以内をもって組織する。

(委員)

第4条 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 福祉、医療、保健関係者
- (2) 障がい者及び障がい児福祉団体の代表者
- (3) 教育関係者
- (4) 学識経験を有する者
- (5) 関係行政機関の代表者
- (6) 公募による者
- (7) 前各号に掲げる者のほか、市長が特に必要があると認める者

(任期)

第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第6条 協議会に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

(専門部会)

第8条 協議会は、第2条に掲げる事項について専門的な検討を行う必要があると認めるときは、専門部会を置くことができる。

(庶務)

第9条 協議会の庶務は、福祉部社会・障がい者福祉課において処理する。

(委任)

第10条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この規則は、平成18年3月26日から施行する。

附 則(平成19年3月31日 規則第38号)

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成25年3月29日 規則第25号)

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(平成30年2月23日 規則第2号)

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則(令和5年3月20日 規則第19号)

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

■ 令和5年度 飯塚市障がい者施策推進協議会委員名簿 ■

番号	氏名	団体名	委員区分	備考
1	丸野 陽一	飯塚医師会（丸野クリニック院長）	学識経験者	会長
2	渡邊 暁	近畿大学九州短期大学 准教授	学識経験者	副会長
3	窪田 裕美	医療法人 社団豊永会 飯塚記念病院 ソーシャルワーカー長	学識経験者	
4	高橋 泰子	社会福祉法人 茜会 理事長	社会福祉関係者	
5	藤井 俊文	社会福祉法人 佐与福祉会 運営企画室室長	社会福祉関係者	
6	淵上 忠彦	社会福祉法人 穂波学園 理事長	社会福祉関係者	
7	元吉 光雄	飯塚市民生委員児童委員協議会 理事	社会福祉関係者	
8	田才 義克	飯塚市身体障害者福祉協会 理事	福祉団体代表者	
9	野口 昭子	飯塚市手をつなぐ親の会 支部長	福祉団体代表者	
10	森嶋 光恵	嘉飯山地区精神障害者家族会いずみ会 会長	福祉団体代表者	
11	合澤 由香	飯塚市小中学校長会	教育関係者	
12	八島 忠文	飯塚公共職業安定所 所長	関係行政機関 代表者	
13	安永 勝利	部落解放同盟飯塚市協議会 書記長	その他 住民代表等	
14	篠崎 光寛	公募委員	その他 住民代表等	
15	吉田 愛仁	公募委員	その他 住民代表等	

■ 第7期 飯塚市障がい福祉計画・第3期 飯塚市障がい児福祉計画策定の経緯 ■

開催日	内容
令和5年5月9日	<p>■第1回 飯塚市障がい者施策推進協議会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・計画の概要 ・計画期間及び策定スケジュール
令和5年7月18日	<p>■第2回 飯塚市障がい者施策推進協議会</p>
令和5年9月12日	<p>■第3回 飯塚市障がい者施策推進協議会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・計画素案について ・サービス等の必要見込量について
令和5年11月13日	<p>■第4回 飯塚市障がい者施策推進協議会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・計画原案に関する市民意見募集について ・計画素案（改訂版）について
令和5年12月1日 ～令和6年1月4日	<p>■「飯塚市障がい福祉計画（原案）」に関する市民意見募集の実施</p>
令和6年1月9日	<p>■第5回 飯塚市障がい者施策推進協議会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市民意見募集結果及び意見への回答案について ・計画原案（改定版）について
令和6年1月 日	<p>■市民意見に対する回答の公表</p>
令和6年3月 日	<p>■第6回 飯塚市障がい者施策推進協議会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・計画案答申
令和6年3月 日	<p>■第7期飯塚市障がい福祉計画・第3期飯塚市障がい児福祉計画（案）を承認・決定</p>

■ 飯塚市障がい福祉計画・飯塚市障がい児福祉計画の用語解説 ■

ア行	
【医療的ケア児】	医療的ケア児とは、医学の進歩を背景として、NICU（新生児特定集中治療室）等に長期入院した後、引き続き人工呼吸器や胃ろう等を使用し、たんの吸引や経管栄養などの医療的ケアが日常的に必要な児童のこと
【インクルージョン】	インクルージョンという言葉は、本来「包含、包み込む」ことを意味する。このような意味を持つインクルージョンは、教育及び福祉の領域においては、「障がいがあっても地域で地域の資源を利用し、市民が包み込んだ共生社会を目指す」という理念として捉えられている。
【ADHD】 (注意欠如・多動症)	ADHD（注意欠如・多動症）とは、発達水準からみて不相応に注意を持続させることが困難であったり、順序立てて行動することが苦手であったり、落ち着きがない、待てない、行動の抑制が困難であるなどといった特徴が持続的に認められ、そのために日常生活に困難が起こっている状態。12歳以前からこれらの行動特徴があり、学校、家庭、職場などの複数の場面で困難がみられる場合に診断される。
【LD】 (学習障害)	知的発達の遅れはないものの、聞く、話す、読む、計算するなどの特定の能力の習得や使用に著しい困難を示すさまざまな障がいの総称。
カ行	
【基幹相談支援センター】	地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、総合的・専門的な相談支援、地域の相談支援体制の強化の取組及び権利擁護等を行う。本市においては嘉麻市・桂川町の2市1町で共同設置し、3法人に運営を委託している。
【共生社会】	障がいがある、ないにかかわらず、すべての人がお互いの人権や尊厳を大切にし、支え合い、誰もが生き生きとした人生を送ることができる社会。
【権利擁護】	障がいなどのために、自分で判断する能力が不十分だったり、意志や権利を主張することが難しい人たちのために、代理人が権利の主張や自己決定をサポートしたり、代弁して権利を擁護したり表明したりする活動のこと。
【コーディネーター】	ものごとを調整し、取りまとめる役割の人。

【高次脳機能障がい】	脳梗塞やくも膜下出血といった脳血管障がいや、事故などによる脳外傷、心肺停止による低酸素脳症などで脳がダメージを受けたことにより、注意力・記憶力・言語・感情のコントロール等がうまく働かなくなる認知機能の障がい。
【子ども・子育て支援法】	日本における急速な少子化の進行並びに家庭及び地域を取り巻く環境の変化に鑑み、児童福祉法その他の子どもに関する法律による施策と相まって、子ども・子育て支援給付その他の子ども及び子どもを養育している者に必要な支援を行い、もって一人一人の子どもが健やかに成長することができる社会の実現に寄与することを目的とする法律。
サ行	
【児童福祉法】	児童が良好な環境において生まれ、且つ、心身ともに健やかに育成されるよう、保育、母子保護、児童虐待防止対策を含むすべての児童の福祉を支援する法律。
【重度心身障がい児（者）】	重度の肢体不自由と重度の知的障がい重複している障がい者又は障がい児。
【障害者基本計画】	障害者基本計画は障害者基本法第11条第1項に基づき、障がい者の自立及び社会参加の支援等のための施策の総合的かつ計画的な推進を図るために策定されるものであり、政府が講ずる障がい者のための施策の最も基本的な計画として位置付けられる。
【障害者基本法】	障がい者の自立および社会参加の支援のための施策を総合的かつ計画的に推進し、障がい者の福祉を増進することを目的とした法律。この法律により障がい者の自立および社会参加の支援に関する基本理念や国、地方公共団体の責務が定められた。
【障害者差別解消法】	障害者差別解消法は、全ての国民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障がいを理由とする差別の解消を推進することを目的として制定された法律。正式名称は「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」
【障害者総合支援法】	地域社会における共生の実現に向けて、障がい福祉サービスの充実等障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するため、新たな障がい保健福祉施策を講ずることを

	趣旨として、障害者自立支援法を改正する形で創設された。正式名称は「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」
【障がい者計画】	障害者基本法第 11 条の規定に基づき都道府県及び市町村に策定が義務付けられている法定計画。都道府県及び市町村における障がいの状況等を踏まえ、当該都道府県及び市町村における障がい者のための施策に関する基本的な計画である
【協議会】	関係機関、関係団体及び障がい者等の福祉、医療、教育又は雇用に関連する職務に従事する者その他の関係者が相互の連絡を図ることにより、地域における障がい者等への支援体制に関する課題について情報を共有し、関係機関の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた体制の整備について協議を行い、障がい者等への支援体制の整備を図ることを目的に設置された機関。
【生活困窮者自立支援法】	生活保護に至る前段階の自立支援策の強化を図るために、生活困窮者に対して自立相談支援事業を実施し、住居確保給付金の支給など、一人ひとりに合わせた様々な支援を行うための所用の措置を講ずることを目的とする法律。
【精神保健及び精神障害者福祉に関する法律】	精神障がい者の医療・保護、社会復帰の促進、自立への援助、発生の予防などを行い、福祉の増進と国民の精神的健康の向上を図ることを目的とする法律。
【成年後見制度】	認知症などによって判断能力が低下した方の財産管理や生活に必要な契約を代理で行うことで、支援をするための制度。
【身体障害者福祉法】	障害者総合支援法と相まって、身体障がい者の自立と社会経済活動への参加を促進するため、身体障がい者を援助し、及び必要に応じて保護し、もって身体障がい者の福祉の増進を図ることを目的とする法律。
夕行	
【地域活動支援センター】	障がいのある人が地域において自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、創作的活動または生産活動の機会の提供、社会との交流等を行う施設。本市においては嘉麻市・桂川町の2市1町で共同設置している。
【地域共生社会】	社会構造の変化や人々の暮らしの変化を踏まえ、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と資源

	が世代や分野を超えつながることで、住民一人ひとりの暮らしといきがい、地域をともに創っていく社会を目指すもの。
【地域生活支援拠点】	障がい者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据えた、居住支援のための機能を持つ場所や体制のこと。居住支援のための主な機能は、相談、緊急時の受け入れ・対応、体験の機会・場、専門的人材の確保・養成、地域の体制づくりの5つを柱としている。
【地域生活支援事業】	障害者総合支援法に基づき市町村及び都道府県が、その地域の実情等に応じて提供する行政サービス。障がい福祉サービスとは異なり、自治体が柔軟な形態により実施することが可能。
【地域福祉計画】	地域生活課題を明らかにするとともに、その解決のために必要となる施策の内容や体制等について目標を設定し、計画的に整備していくことを内容とするもので、地域における高齢者の福祉、障がい者の福祉、児童の福祉その他の福祉の各分野における共通的な事項を記載する、いわゆる上位計画として位置付けられている。
【地域包括ケアシステム】	住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう「住まい」、「医療」、「介護」、「障がい福祉」、「社会参加」、「地域の助け合い」、「教育」が包括的に確保された体制のこと。
【知的障害者福祉法】	障害者総合支援法と相まって、知的障がい者の自立と社会経済活動への参加を促進するため、知的障がい者を援助するとともに必要な保護を行い、もって知的障がい者の福祉を図ることを目的とする法律。
【通級指導教室】	小学校、中学校、高等学校等において、通常の学級に在籍し、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする児童生徒に対して、障がいに応じた特別の指導を行う指導形態。
【特別支援学級】	小学校、中学校等において以下に示す障がいのある児童生徒に対し、障がいによる学習上又は生活上の困難を克服するために設置される学級。
【特別支援学校】	障がいのある幼児、児童、生徒に対して、幼稚園、小学校、中学校又は高等学校に準ずる教育を施すとともに、障がいによる学習上又は生活上の困難を克服し自立を図るために必要な知識技能を授けること目的とする学校。

◆ナ行	
【難病】	原因が不明で、治療法が未確立であり、かつ後遺症を残すおそれが少なくない疾病、経過が慢性にわたり、経済的な問題だけでなく、介護などに人手を要するために家庭の負担が大きく、また精神的にも負担の大きい疾病と定義されている。
ハ行	
【発達障がい】	発達障害者支援法においては、自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障がい、学習障がい(LD)、注意欠陥多動性障がい(ADHD)その他これに類する脳機能の障がいであって、その症状が通常低年齢において発現するものとして政令で定めるものをいう。